

平成18年度 第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成18年7月13日(木) 10時00分～17時00分

2 場 所 アスト津4階 アストホール

3 出席者

(1) 委 員

浦山益郎委員長、葛葉泰久副委員長、大森達也委員、大森尚子委員、芝崎裕也委員、
南部美智代委員、松山浩之委員、宮岡邦任委員、山本亥栄委員

(2) 事務局

公共事業総合推進本部副本部長

県土整備部長

公共事業総合推進本部事務局長

公共事業総合政策分野総括室長

県土整備部

住民参画まちづくり分野総括室長

道路政策分野総括室長

流域整備分野総括室長

都市政策室長

下水道室長

港湾・海岸室長

公共事業運営室長 他

農水商工部

水産基盤室長 他

津市

公園緑地課長 他

桑名市

都市計画課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。ただ今から、平成18年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。その前に、本日、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、事務局としましてはお入りいただきたいと思いますけれども、委員長よろしゅうございますでしょうか。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、よろしく。

(公共事業運営室長)

では、傍聴の方、入っていただいでください。

(傍聴者 入室)

(公共事業運営室長)

本日、10名の委員中9名の委員にご出席をいただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

申し遅れましたけれども、私、三重県公共事業評価審査委員会の事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室長の平手でございます。本日、司会を務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入らせていただく前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は、13資料ご用意しております、赤いインデックスで1番から13番まで付けております。そのうち資料8には、青いインデックスで108、109、110の3冊を添付しておりますが、ございますでしょうか。

それでは、資料1の議事次第に従いまして、早速会議に入りたいと思います。まず、初年度第1回目ということでございますので、各委員をご紹介いたしたいと思います。お手元の委員会資料の資料3の委員名簿に従いまして、ご紹介いたしたいと思います。

まず、三重大学工学部教授でいらっしゃいます浦山委員でございます。なお、浦山委員におかれましては、当委員会の委員長を務めていただきます。次に、三重中京大学現代法経学部助教授でいらっしゃいます大森委員でございます。次に、大森建築設計室代表でいらっしゃいます大森委員でございます。次に、新しくご就任いただきました三重大学生物学部教授でいらっしゃいます葛葉委員でございます。なお、葛葉委員におかれましては、当委員会の副委員長を務めていただきます。次に、南紀グリーンハウス代表でいらっしゃいます芝崎委員でございます。次に、新しくご就任いただきました災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長でいらっしゃいます南部委員でございます。次に、新しくご就任いただきました上野商工会議所専務理事でいらっしゃいます松山委員でございます。同じく新しくご就任いただきました三重大学教育学部助教授でいらっしゃいます宮岡委員でございます。次に、山本技術士事務所所長でいらっしゃいます山本委員でございます。なお、本日、野口委員につきましては、所用のため欠席されていらっしゃいます。

続きまして、事務局及び本日はご説明いたします職員をご紹介いたしたいと思います。まず、公共事業総合推進本部副本部長を務めます県土整備部長の植田でございます。次に、事務局局長を務めております県土整備部公共事業総合政策分野総括室長の高尾でございます。次に、県土整備部道路政策分野総括室長の木村でございます。次に、県土整備部住民参画まちづくり分野総括室長の中村でございます。次に、県土整備部都市政策室長の横山でございますが所用できておりません。次に、県土整備部下水道室長の中瀬でございます。次に、

農水商工部水産基盤室長の濱口でございます。その他、事務局の職員が出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、会議に入ります前に、公共事業総合推進本部副本部長であります県土整備部長からご挨拶を申し上げます。

(県土整備部長)

県土整備部長の植田でございます。よろしくお願ひいたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。皆様方、既に報道等でご承知かと思いますが、丸山副知事が7月10日付で国の方にお戻りになりました。また、新たに望月副知事が就任いたしまして、この公共事業の推進本部長として就任をされます。本来ならば今日この場に出席をいたしまして、皆様方にご挨拶するのが本来でございますが、いろいろ引き継ぎまた数々の業務がございまして、今日出席することができませんでした。誠に申しわけございません。勝手でございますが、代わって私の方から一言ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

本県におきましては、県の総合計画、県民しあわせプラン、この戦略計画が本年18年度で一区切りがつかます。また、19年度からは次期の戦略計画というものを公表する予定でございます。今執行部の方では次期戦略計画の策定に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。ただ、国の方も三位一体改革また行政改革推進法が施行されるなど、私ども地方公共団体にとりましてはかなり財政的にも厳しい状況、また我々組織なりの面において、一層簡潔で効率的な業務をするよう求められております。

こういう状況を踏まえながら、知事が常々言っております地域主権の社会というものの実現を目指して、私どもも県民の方々、また市町の皆さん方、また各種団体の皆様方と協働して、地域づくりに取り組んでまいりつものでございます。また、野呂知事が提唱いたしました「新しい時代の公」また「文化力」、これらの視点を踏まえ、我々も次期の戦略計画を策定する予定でございます。

ところで、公共事業におきましても、このような視点を踏まえ、いろいろ発想の転換というものも必要になってくる時期になってまいりました。この委員会におきまして、事前評価また再評価、事後評価、これをやっていただいているわけでございますが、ますますこの委員会の重要性が増してきたというふうに感じております。これからも公共事業をさらに選択と集中という観点で進めていきたいと思っております。また、県民の方のアンケート等を実施して、そのアンケート結果を踏まえたまた事業評価システムの改良や新しい事前評価の取組を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本県をとりまく環境は財政的にも、また人的にも厳しい状況が続きます。ただ一方、県民のニーズが多様化し高度化してまいっております。今後は公共事業に対する県民の信頼性を向上するという視点で、この委員会における先生方の忌憚のないご指摘、ご指導をよろしくお願ひをすることでございます。

この後、先生方にはご審議をお願ひするわけでございますが、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。簡単ではございますが、これをもって私のご挨拶に代えさせていただきます。今日はひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございます。それでは、続きまして委員会の所掌事務と議事進行について、事務局から説明させていただきます。

(公共事業運営室副室長)

事務局の福岡です。よろしくお願いいたします。座って失礼します。それでは、本日は本年度第1回目の委員会でもありますし、4名の委員の交代もありましたもので、条例、要綱等によりまして委員会の所掌事務を簡単に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料12の方をお願いします。

三重県公共事業評価審査委員会条例でございます。第一条で設置目的、第二条で所掌事務が規定されております。一号で三重県が実施している公共事業の継続の適否について三重県が行った評価に関する事項。二号で、三重県が実施した公共事業の効果について三重県が行った評価に関する事項。三号で、その他前二号に規定する評価の実施に関する事項ということになっております。

次に、委員の皆様にご審査していただく評価の視点でございますが、資料9をお願いいたします。三重県公共事業再評価実施要綱の第三条再評価の方法という所でございます。再評価を行う際の視点は以下のとおりとし、具体的には別紙2のとおりとするということで、1.事業の進捗状況。2.事業を巡る社会経済状況等の変化。3.事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等。4.事業の進捗見込み。5.コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性ということでございます。事業主体はこの5つの視点で再評価を実施しておりますので、委員の皆様におかれましては、お手元にご用意いたしております「再評価審査メモ」をご活用の上、事業継続の適否をご判断いただき、委員会としての事業の継続または中止のいずれかについてご答申いただきますようお願いいたします。

なお、事後評価につきましては、事後評価のご審査をお願いします委員会において、改めてご説明させていただきたいと思っております。

次に、委員会の運営上の取り決めでございますが、条例八条におきまして、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものと規定しております。本委員会につきましては、資料10に委員会の運営要領、資料11に傍聴要領を添付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、本日の議事進行でございますが、お手元の資料のうち青いインデックスの付いた資料でございますが、この資料と正面のスクリーンを使いまして事業主体がご説明いたします。説明が終わりましたら、委員の皆様からご質問をいただきまして、その場でお答えしたいと思っておりますが、お答えするのに十分なデータを持っていない場合等につきましては、後日お答えさせていただくこともございますので、ご了承をお願いします。

なお、大変恐縮でございますけど、ご答申はできるだけ本日中にいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ここまでで何かご質問ありましたら、よろしくお願いいたします。

(委員長)

いかがでございましょうか。この委員会の役割と進め方についてご説明がりましたが、よろしいでしょうか。では、続けてください。

(公共事業運営室副室長)

それでは、三重県公共事業再評価実施要綱の一部改正ということで、お願いいたします。資料9をお願いします。この要綱の中の第二条に再評価対象事業という項目があります。ちょっと読ませていただきます。「再評価の対象とする公共事業は、県が事業主体として実施する公共事業のうち、以下の要件に該当する事業とする。但し、維持管理に係る事業を除く。なお、国庫補助事業において、当該事業を所管する省庁から別途再評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って再評価を実施する」ということとございまして、2つの事業において、国の方の要件が変わりましたもので、それに伴って県の要綱を変えたいと思っております。

この資料9の最後の方の別紙1をご覧くださいと思います。三重県公共事業再評価実施要綱(別紙1)新旧対照表という表でございます。改正させていただきますのは、下線部分でお示ししています県土整備部港湾事業ならびに港湾海岸事業と、農水商工部水産基盤整備事業の要件でございます。当初、再評価の対象事業となります事業採択後長期間経過している事業といたしまして、採択後5年経過した事業を対象としていたところですが、いずれにおきましても、事業計画期間が5年以上と長期化しており、また国の再評価実施要綱におきましても、長期間経過を10年と改正されておりますので、事業の実態事情に合わせ別紙1と2の内容を改正いたしたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

ちょっと資料の確認が遅れたと思いますので、もう1回再説明を行いますので、委員長すいませんをお願いします。

(公共事業運営室副室長)

この別紙1の新旧対照表ということで、対象事業といたしましては、県土整備部港湾事業ならびに港湾海岸事業、農水商工部水産基盤整備事業の要件でございます。現行と改正後ということで下線を引かせていただいておりますけども、現行におきましては、採択後5年経過としていたところ、事業も長期化しておりますし、国の要綱等の変更もありましたもので、事業計画期間が長期間という内容を10年というふうに変更させていただきます。以上でございます。

(公共事業運営室長)

今の説明につきまして、何かご質問、委員長、よろしゅうございますでしょうか。

(委員長)

左下の農水商工部の現行で港湾海岸事業が、改正後は事業名も変わって水産基盤整備事業になるという理解でよろしいのですね。この表の左下、農水商工部に2つ、現行の事業

名は水産基盤整備事業と漁港海岸事業の2つ書いてありますが、下の方、それは改正後は事業名も水産基盤整備事業というふうに事業名が変わって、一括されて事業が両方とも長期化しているので、10年間経過したら再評価になるという理解でよろしいですね。

(水産基盤室長)

事業名は変わってございませんです。同様に、水産基盤整備事業及び漁港海岸事業についても、採択後10年というふうなことで改正をお願いしたいということでございます。水産庁の方の通達でございますけれども、水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定ということで一部改正の方で、事業を10年とすることとしておりますので、事業名は変わっておりませんのですけれども、整理して「及び」というふうなことで付けさせてもらっております。

(公共事業運営室長)

委員長、ちょっと事務局の方のプリントミスだと思いますので、事業名はそのまま変えずということでよろしくをお願いします。

(委員長)

では、続けてをお願いします。

(公共事業運営室長)

それでは、平成18年度にご審査をお願いいたします事業につきまして、事務局より説明したいと思います。

(公共事業運営室副室長)

それでは、本年度ご審査をお願いいたします再評価対象事業についてご説明します。赤いインデックスの資料4をご覧ください。ここに本年度ご審査をお願いいたします再評価対象事業を一覧にしております。本年度はここにございますように、県事業16事業と市町等事業10事業の合わせて26事業のご審査をお願いしたいと思います。再評価対象事業の再評価理由につきましては、この表の右から2列目の再評価理由欄に番号を付けてございますが、2ページの下の方の平成18年度再評価集計をご覧ください。本年度ご審査をお願いいたします県事業と市町等の事業を合わせた再評価の事業数が書いてあります。事業採択後一定期間を継続して継続中の事業が10事業。再評価後一定期間が経過している事業、これは再々評価でございますが、14事業。社会経済情勢等の急激な変化等により再評価を行った事業が2事業となっております。なお、本年度は事業採択後5年を経過して未着工の事業はございません。また、事後評価につきましてご審査をお願いいたします委員会でご諮問いたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、今説明しましたとおり、再評価につきましては本年度26事業のご審査をお願いいたしますけれども、何かご質問ございますでしょうか。

(委員長)

昨年度の評価件数と今年の違いについて、若干説明してください。2ページ目に右下の総括表がありますが、去年は が何件、 が何件ということで結構ですが。

(公共事業運営室長)

ちょっとお待ちください。今資料がすぐ出ませんので、また後ほど。

(委員長)

では、後ほどお願いします。ほかにどなたかご意見ありますか。では、続けてください。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。それでは、昨年度の第 11 回委員会での質疑で、委員会からご指摘いただきました内容につきまして、今年度初回の委員会で回答させていただきたいということにさせていただいておりますので、これらにつきまして順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、最初に赤いインデックスの資料 13 をご覧いただきたいと思います。ここに昨年度最終の委員会で審議させていただいて、説明を 18 年度に持ち越した内容が公共工事のコスト縮減、道路施設の耐震設計、下水道事業の評価についてと海岸事業のマイナス効果の回避策についてと 4 課題ございましたので、順次説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初の公共工事のコスト縮減につきましては、私ども推進本部の事務局の方から説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

1 枚はねていただきますと、公共工事コスト縮減についてということで、公共事業運営室と書いた資料がございます。それと、その後ろに公共事業コスト縮減対策に対する第 3 次行動計画ということで、16 年 12 月に県の方がつくりました資料を添付させていただいております。これらを使いまして説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、最初の 18 年 7 月公共事業運営室と書いた資料を見ていただきたいと思います。公共事業のコスト縮減対策につきましては、国土交通省で、平成 15 年 3 月から「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」というのが策定されておりまして、コスト縮減に取り組みされております。三重県におきまして、これらに基づきまして平成 16 年 12 月から「三重県公共工事コスト縮減に関する第 3 次行動計画」を策定して取り組んでいるところでございます。もともとコスト縮減のこの行動計画でございますが、平成 9 年度からやっております、第 1 次、第 2 次という形で順次進めておりまして、現在第 3 次の行動計画ということになっております。

コスト縮減におきます工事費の算定方法について、まず先に説明させていただきたいと思います。公共工事の設計価格というものでございますけど、県の私ども本部の方で制定しております積算の規準でありますとか、設計単価、それから三重県の公共工事の共通仕様書に基づきまして、「標準的な施工業者がそれぞれの現場条件に応じた施工を行った場合に必要とする費用」という形で工事費を算定しているところでございます。また、もと

になっております積算基準でありますとか設計単価は、積算基準については国の歩掛調査等によって年々変わっておりますし、設計単価につきましては市場調査ということで、買い手側と売り手側の両方の価格を調査いたしまして、毎年更新させていただいております。つまり、物価変動によりまして工事費が変わる場合も、この設計段階で管理されているというふうにご理解いただきたいと思っております。

実際のコスト縮減額という形で算定しております算定方法でございますけれども、コスト縮減につきましては、基準となる価格ということで設定している中で、それからどれだけ安価に調達できたかということで評価することになっております。一般的な物品ですと割引率という形になるのかなと思っております。

このため第3次の行動計画におきましては、工事費のコスト縮減額というものは、平成14年度を基準年という形に決めておりまして、14年におきます標準的な技術基準等による積算、それと現在例えば平成18年度ですと、技術基準が変わったりしておりますので、その積算との差額をコスト縮減額という形で算定しております。

次に、コスト縮減率ですけれども、コスト縮減の成果指標としましては、3次行動計画あるいは国の構造改革プログラムでも一緒でございますけれども、そこに示しておりますというように、コスト縮減率は全体の事業費の総額とコスト縮減額ということで、いわゆる分母の方が平成14年度の標準的な技術基準で設計した場合の事業費。それに対しまして新しい技術基準あるいは何らかの手法で減額した額をコスト縮減額ということで分子に置きまして、それを割り算したものをコスト縮減率という形で示しているところでございます。

公共事業は入札ですので、例えばたくさんの業者に参加していただいて競争していただきますと、落札率ということで下がるわけですが、これもコスト縮減ではないかという議論もございますけど、確かに事業費は小さくなっているという観点からはコスト縮減にはなっております。実際の工事費は減っておりますけれども、逆に不当に安い価格で落札された場合に、ダンピングと言われておりますけれども、工事の品質低下につながったりとか、結果として質が悪いと維持管理費に費用を要するということがあります。落札率自体は入札参加者の意向によるものですので、発注者がコスト縮減として計上する場合には、考慮するのは不適當だろうということで、この評価の対象としてはおりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、第3次行動計画の方を見ていただきたいと思っております。まず、基本的な考え方ということでございますけれども、先ほど申し述べましたように、まずこれまでの取組経過ということで、平成9年からの取組を書いておりますので、これはまた見ていただきたいと思っております。

この1ページ目の一番下から5行目を見ていただきたいのですが、第3次行動計画におきましては、一般的にコスト縮減という言葉からイメージしますと、工事費レベルでのコストを下げているという形でとっていただいているのかなというふうに思っております。昨年度の委員会でも、我々事務局側の説明と委員の方の思いが若干異なるということがあったと思うんですけど、工事費でのコスト縮減という形が一般的には捉えられやすいんですけど、なかなかこういう工事費レベルでのコスト縮減というのが平成9年度から続けておる関係もありまして、限界に近づいているということもございまして、公共工事が

環境や社会に与えるさまざまな負荷の低減対策であるとか、例えばいい品質をつくることによって維持管理までを含めてすべてのプロセスがコストの観点から下がるということであれば、そういうものも含めてコスト縮減という形で捉えているということでございます。

特に、公共工事の目的物というのは、不特定多数の利用に供するものでございますので、その品質が一定の品質は最低基準として求められておまして、私どもの公共工事の共通仕様書でその品質を決めておりますので、その質を確保しながらコスト縮減をしていかなければいけないということがございます。ですので、安価な製品があったとしても、技術的な安全性が確認できない等で使用していない場合もございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

次の 10 ページの方をご覧いただきたいと思います。上から 4 行目から直接的コストの縮減対策ということで、工事コストの低減。それから、間接的コストの縮減対策で、時間的コスト、ライフサイクルコスト、社会的コスト、長期的コストということで、2 分類 5 分野について行うということにいたしております。具体的な内容でございますけれども、その下の下段の具体的施策の工事コストの低減の所を見ていただきたいのですが、工事コストの低減で言いますと、例えば計画設計等の見直しというような内容。中には、計画設計の見直しということで、例えば中に書いてありますけど、ローカルルールというような話もございます。

例えば、昨年度の道路事業におきます再評価でも類似の紹介があったと思いますけれども、以前は道路の計画におきましては、建設省なり国土交通省の道路の標準幅員に関する通達等がございましたので、全線画一的な基準で設計していたものを、地域の実情に応じた設計に見直すということもコスト縮減というふうに考えているところでございます。具体的には、確か松阪建設部の案件だったと思いますけど、山間部のほとんど歩行者がいないような場所では、歩道整備をやめてしまったりとか、交通量に応じて 2 車線確保せずに 1.5 車線にすると。そういうような計画の変更もこの計画設計の見直しというような形で取り組んでいるということでございます。

それから、時間的コストの低減というような内容もございます。例えば、事業期間を短縮することによって、早く道路を供用できたということなどにつきましても、早期効果が発現できたということで便益計算して、コスト縮減されたというふうに取り扱っておりますし、3 のライフサイクルコストの低減におきましては、例えば施設をよりいい品質のものをつくっていただくことによって耐用年数が延びたとか、あるいは機器の性能がアップしたことによって、省資源・省エネルギー化が図られたということであれば、そういうものも計上しているということでございます。

4 の社会的コストの低減という中では、例えばリサイクル製品の推進であるとか、環境負荷量の低減といったものにつきましても、社会的コストが低減されたということで、コスト縮減という形での取り上げをいたしております。

5 として、長期的コストの低減という内容もございます。これらにつきましては、例えば工事情報の電子化ということで、電子入札とともに電子納品という形で、成果物を電子的なもので電子情報として納品受けておりますけれども、これらが将来的に維持管理の台帳であるとか、そういったものに転用できることによる低減も、長期的コストの低減というような形で取り扱っているという形で第 3 次行動計画つくられておりますので、私ども

の発注者側の説明の段階では、こういった内容につきましてコスト縮減という形で説明させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただし、たくさんの 28 の項目ございますけれども、項目は設定していますが、すべての項目についてまだまだ国の方から便益の計算式が提供されているというわけではございませんので、項目が上がっているけれどもなかなか計上できないというような項目も多々あるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上、現在三重県が行っておりますコスト縮減の取組についてご説明させていただきましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、委員長、コスト縮減について説明させていただいたけれども、何かご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

今まで公共事業の再評価に出た事業の中で、コスト縮減というときに上がっていたものというのは、ほとんど土量の再利用というか、こちらで埋め戻しがあるのでそちらに流用しました、転用しましたということでコストを縮減しましたというご説明があった事業がいくつかあったと思います。

コスト縮減ということであえて説明をしていただいたという点は、私の記憶にあるのはそのぐらいの項目しか、逆に言うとなかったように思うんですけども、今ご説明を伺うと随分多岐に渡っていて、公共事業というのはこういうものまでコスト縮減というふうにならざるを得ないというふうなご説明だったように、そういう印象を受けました。

こういうことが、先ほど最後にご説明あったように、なかなか B / C をはじくときにカウントしにくいんだというお話でしたけれども、実際今までの事例でも土の流用ぐらいのお話しか、それも B / C に出てきたかどうかちょっと記憶がないんですね。そうすると、事業の説明をしていただくときに、こんなに多岐に渡ってコスト縮減だと考えてみえるのならば、それをどういうふうに事業の説明の中で織り込んでいただくのか。B / C に出ない数字ならばなおのこと、どういうふうな捉え方をして工事を考えていますという説明をしていただくのかというのが、こちらとしては興味津々でもあるし、逆に言うと説明される側としてはとても難しい説明になるのかなというふうに思うんです。

今、この説明を聞いたので、何となく「ああそうか」と思いますけれども、1つ1つの事業になったときには、なかなかここまで頭が回りにくいなと思いますので、説明の中でこの部分にやはり一般の人が一番気になる部分でもありますので、少し時間をそれぞれの事業の中で割いていただいて、この事業に関してはこういうことをしました、B / C に反映しています、反映できませんでした、というような説明をして、少し時間を割いていただくといいかなというふうに思いますので、今後の説明の中で参考にさせていただきたいと思います。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。委員おっしゃったように、なかなか直接的に工事コストとして下がったものはB/Cとして計算しやすいものですから、それだけが目に付くというのが実情じゃないかと思っております。項目がたくさん設定しておりまして、ちょっと先ほど言いましたように、松阪建設部の案件で道路をちょっと狭くして、通常使うには支障ない段階にして、ちょっとルートも変えたという話と併せて昨年度あったと思うんですけど、あのような形が計画設計の見直しという形で出てくるときもでございますし、なかなかそこまでいかない。直接コストの部分ということで、建設副産物をうまくことこういうふうに戻したという形のものしか出てこなかったりします。

その辺、B/Cとして計上できなくても、こういう面で効果があったという内容については、事務局側の説明のときに触れるように、私どもの方から今年度の事業者の説明するものについて連絡させていただいて、その辺はまた併せて説明するようにさせていただきたいというふうに思います。

(委員)

あとコストの話になりますと、どうしても公共事業の場合入札で工事金額が決まるという仕組みになっておりまして、昨年度までも委員の中でだいぶ入札の話を出されたというケースもあったように思うんですけども、ここは入札の制度自体を検討する場ではないというふうに一応理解しているんですけども、コストの話が出てきますとどうしても入札絡み。入札をどう考えるのかと。または、入札によって落札額が基準額を大幅に下回るとか、あまり下回らないとかという話をどういうふうに考えるのかというのが、先ほどちょっと考え方の相違があったというふうにおっしゃいましたけれども、やはり一般的な民間の考え方とは随分違うなというふうに思うことが多いんですね。

そこら辺は、私たちは逆にどういうふうに入札だとか落札金額だとかによる工事金額の決定ということを、コスト縮減と絡めて考えるべきなのか。もしくは、丸っきり切り離すべきなのかというあたりを、ちょっと事務局のお考えを教えてくださいませんか。

(公共事業運営室長)

先ほど言いましたように、同じものを設計しましても、地域によって、例えばひどく競争する所とそれなりの競争で落札される所もございまして、当然落札率というのはいろいろとばらばら。100のものが90で落ちるときもあれば、70ぐらいで落ちるときもあるというふうにバラバラでございますので、それ自体を官側としてはコスト縮減として捉えた形で挙げてくることはないというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、入札というよりは、もともとの設計価格のものが、我々側の努力でどこまで下げられたかというのをコスト縮減として挙げているということで、それに付随する民側で受注していただいたときに落ちた分は、それはまたそれで当然公共工事費のコストとしては、全体の工事費としては下がっているんですけど、それはここの委員会の方へ上げるときには使わないというふうにご理解いただきたいと思います。

当然、先ほどちょっと申しましたように、共通仕様書等で品質を確保するという話にしておりまして、特に従前は価格競争ばかりでどんどん入札方式取ってまいりましたので、

ダンピングの問題であるとか、三重県ではあまりまだ出ておりませんが、全国的には若干品質の悪い工事が出たりとかいう問題もありますので、現在国土交通省等で総合評価落札方式という新しい入札制度で、価格だけでなく品質も一緒に評価しよう、技術も評価して総合的に判断しましょうという入札方式も出てまいりまして、三重県も昨年度からそれを導入ということで取り組んでおりますので、品質を確保する中で、民間の方から受注してやる時は当然競争していただいて下げてくださいいただいた方も我々もうれしいものですから、県民にとってもそれは助かるという話ですので、それは順次やっていきたいと思っておりますけれども、その部分をこちらの委員会の方へ説明するときに、B/Cで下がりましたという話では説明しないということをお願いしたいと思っております。

(委員長)

よろしいでしょうか。ほかにご意見ありますか。

(委員)

まさに今財政が非常に厳しい中で、公共コストの削減、盛んに今言われておるんですけど、果たして削減の手法として、すべて今お示しいただいたことを十分検討いただいたと思うんですけど、この公共事業というのは少なくともある程度長期間の施設が多いと思いますので、削減の中身によって、もうやったらすぐ2～3年たったら修復をしなければならぬという。例えば、舗装なんかにしてもそうですけども、やっているケースも見受けられると思います。

したがって、さっきおっしゃったような山の中の道路と都市部の道路との規格とか、そういったものは当然交通量等で十分ローカルの規格があってもいいと思うんですけど、何でも金を下げて安くすればそれでいいんだというふうな風評が非常に多いものですから、その辺をこれから十分注意していただかないと、我々としてはつくったものが2～3年で修復しないとイケないという状況を見ていますと、無駄遣いじゃないかなという感じがしますので、ちょっと関知いただくことだけ申し上げておきたいと思っております。以上です。

(委員長)

今のはコメントでよろしいですか。

(委員)

結構です。

(委員長)

では、委員、お願いします。

(委員)

具体的な事例で確認すればいいんでしょうけども、最初ですので1つだけ確認したいことがございます。コスト縮減額ですが、先ほどの説明で理解はしたんですけど、私は今まで出ていたときの認識がそうではなかったような気がしましたので、確認したいと思いま

す。14 年度を基準年にしてということなんですけど、例えば1つの事例でコスト縮減額を出すときに、その事業の・・・(テープ交換)・・・採択したときというんですか。当初の積算あるいはその年度の積算基準をもとに差額を出しているというふうに、私は誤解していたのかなと思うんですけど、そうなんですか。それは違いますか。

(公共事業運営室長)

今の3次行動計画は14年標準ということなんですけど、こちらの再評価の委員会にかかってくるのが、例えば10年に1回という形でありますので、当然10年なら10年前の基準から現在工事をやる時に変えたということもありますので、上げてくるものそのものがすべて14年の基準に合わせてということではちょっと。既に事業を実施してしまった部分の説明も入ってくるかと思しますので、その辺は今説明しましたように、現在のコスト縮減額を計上するときには平成14年度標準でやっていますけれども、こちらの委員会に上がるときに、例えば10年前のものが施行していて途中で変えたという説明になりますと、例えば14年以前に施行した部分の説明も入ってきますので、その時点ではちょっと14年基準ではないかもしれないです。

(委員)

そうしますと、今後説明をしていただくときには、基準というか、比較した積算基準がいつのものかというようなことも、ちょっと付け加えていただくことになりますね。していただかないとちょっとわかりませんね。

(公共事業運営室長)

いつの時点でこういうものをやってこういう縮減ですという話で、その辺の説明はまた事業者側に伝えておきます。

(委員)

はい、お願いします。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。今後、直接的な縮減だけでなく、間接的な縮減についても、積極的にここで説明をするという意味表示もあるという理解でいいわけですね。

(公共事業運営室長)

私ども事務局としては、ここで説明した内容でどんどん縮減額を上げてほしいというのが希望でございます。ただ、なかなか計算式がないもので上げにくいというのもございますので、そういった部分につきましては、こういう効果があったというものが、計算はできないけどこういう効果があるということを、補足じゃないですけども、併せて説明させていただく。B/Cには計上してないけど、こういう内容はありましたということは、説明するようにさせていただきたいと思っております。

(委員長)

委員としては、そのような立場で審査に臨んでいかないといけないということになります。それでは、続きまして、次の説明をお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして、道路の関係につきまして、道路政策分野総括室長の木村総括からよろしく申し上げます。

(道路政策分野総括室長)

道路総括の木村でございます。説明については、担当の方から 13 - 2 という資料を用いて詳細に説明させていただきます。

(道路整備室)

道路整備室の佐竹でございます。座ってご説明申し上げます。お手元の 13 - 2 道路というインデックスが貼られましたペーパーをもとにご説明申し上げます。昨年度末委員会でご質問いただきまして、宿題となっております道路の耐震性。例えば、震度でいうといくつぐらいを対象としているのかということについてご説明申し上げます。

道路の耐震性は、法律等で明確に規定されておるわけではないんですけれども、それぞれの施設について一律的な基準がございます、その基準をもとにどういうふうに耐震検討なされているかというのを抽出したのがこちらの表でございます。このように施設に応じた設計を行うということになっております。上の段から 1 つ 1 つご説明申し上げたいと思います。

まず、切土法面です。切土法面については、基本的に地震時の検討は行わないということになっております。次に、盛土法面でございます。盛土法面につきましては、施設の重要度や復旧の難易度が高い場合に地震時の検討を行うということになっております。このときどういう地震動を対象にするかと申しますと、主に中規模地震動を対象といたします。続きまして、土留擁壁。土留擁壁は基本的に地震時の検討を行います。主に対象とする地震動は中規模地震動です。続きまして、カルバート。これ函渠なんですけれども、函渠につきましては基本的に検討しないということになっております。続きまして、トンネルですが、トンネルにつきましても基本的に検討しないということになっております。最後に一番下の段の橋梁ですが、橋梁については検討いたしまして、中規模地震動、大規模地震動どちらに対しても検討を行うということになっております。備考欄に詳細な中身は少し書かせていただいております。

昨年度質問いただきました、震度はどうなんだということがございましたので、それについて一番下の所に で書かせていただいております。これはきちりとしたものはないんですけれども、イコールという形で書いたものはないんですけど、このぐらい大まかに言うということ書かせていただいております。中規模地震動というのは、道路の供用期間中に発生する確率が高い地震動ということで、大まかに震度 5 程度ということになります。大規模地震動というのは、道路の供用期間中に発生する確率は低いんですけど、大きな強度をもつ激しい地震動ということで、大まかに震度 7 という形になります。これ

が道路の耐震検討の今の基準書による中身となっております。以上でございます。

(委員長)

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

以前にいろいろ質問委員会で出た内容は、確か盛土の場合に地震時の検討はしていますかということ、それから、どういった検討をしているかということで、技術的な詳細はともかくとして、例えば盛土法面の場合の安定計算をするときの荷重の設定を割り増しにするとか、その基準が決めてあるとか、そういったようなことで検討されるのでしょうか。例えば、今盛土法面だけでお話しましたけれども、検討するということはどういったような。あまり技術的なことを言われてもあれですけど、少しその辺を説明していただけませんか。

(道路政策分野総括室長)

ちょっと私の方から説明させていただきます。ここに一覧表がございます。基本的な考え方がございまして、地震が起きた後に道路が使いたいという部分が基本でございます。そのときに直しやすいか、直しにくいというのは非常に大きな判断材料になります。一番下にございます橋梁、橋は、壊れてしまうと鉄筋コンクリートではなかなか直しにくいと。一方、上にあります土関係は比較的短時間で、1日、2日、3日ぐらいで直せるという部分がございまして、土の構造物については多少損傷しても、あるいは一部壊しても大丈夫じゃないかというのが基本でございます。

ただ、今回審議いただいた道路のように、万が一壊れてしまったら迂回路がないとか、そういう場合はしっかりと中規模地震動でチェックをしよう。これがまず基本でございます。具体的に委員からご質問いただいた耐震設計のチェックの方法でございます。実際の地震は揺れます、上下左右。行ったり来たり揺れて非常に難しいんですけど、便宜的にある力を水平方向に一定の割合でかけます。具体的には今回のような盛土については、重力化速度の0.1倍を横にかけます。0.1倍の力を横にかけた状態で、道路法面が滑るか滑らないかというチェックをします。

もう一つわかりやすく言いますと、通常こういう構造物がございまして、0.1倍の力をかけるというのは、0.1倍傾けるのと一緒です。傾けた状態で滑るか滑らないかというチェックをやる。実際は行ったり来たりしますので、もっと大きな力がかかってもそんなには滑らないんですけど、設計の考え方としては、便宜的に静的に一方方向に0.1倍だけ傾けて滑るか滑らないかのチェックをするというのが、今の設計法になってございます。

この0.1というのが、これまでの地震被害の経験等をもとに定められたものでして、これがだいたい120~180ガルぐらいに相当するのではないかと。これを震度階等の計算でいきますと、だいたい震度5程度になるというのでこの資料をつくっているものでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、どうぞ。

(委員)

土木全然わからないんですけど、建築を建てる時やっぱり地盤が地震のときにどうなるかというのは大変怖いので検討をよくするのですが、地質がどうかということが非常に大きく影響してきて、地耐力だけでの判断では済まないところがありますよね。砂地なんかだとやっぱり液状化がすごく怖いので、建築物の場合は大変それが検討を要することになってくるんですけど、道路なんかの場合には、ここには地質のことが一切書いてないのですが、地質というのは何か検討されるのですか。地震という観点で検討されるのですか。

(道路政策分野総括室長)

この表は極めて単純化したものでございます。実際には委員ご質問いただいたように、地震時の地盤の揺れ方は、硬い地盤か軟らかい地盤かで随分変わります。道路の場合は3つのパターン。硬いか普通か軟らかいかの3つのパターンに分けて、地震の力の大きさも変えています。先ほど標準に0.1と言ったんですけど、硬い地盤では0.08、軟らかい地盤では0.12とか、そうやって使い分けています。

もう1点、液状化という話がありましたように、下が液状化してしまうと沈んでしまいますので、液状化をどの程度するかに応じて沈下量を計算するということになります。ただ、現実的には非常に液状化の現象って難しいですし、液状化した後の残留強度も難しいので、便宜的にFEMなんかを使っている方法もございますけど、まだまだそこは研究分野、研究途上と伺っております。一応、地盤の影響は十分加味しています。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい。では、次説明をお願いします。

(公共事業運営室長)

続きまして、下水道室より説明よろしく申し上げます。

(下水道室長)

それでは、改めまして下水道室長の中瀬でございます。失礼しまして座らせていただい
てご説明させていただきます。

昨年度の審査委員会におきまして、中勢沿岸流域下水道松阪処理区事業及び関連公共下水道事業につきましてご審議をいただきまして、事業を継続するというご了承いただいたところでございますが、昨年度の最終の審査委員会におきまして、下水道で整備する区域と合併処理浄化槽で整備する区域の決定の方法や合併浄化槽との比較により算定した費用効果分析の効果についてご説明するようにとのご意見をいただきましたので、今回ご説明させていただきます。

お手元の資料、13-3の下水道の資料でご説明させていただきますが、パワーポイントで同じものを表示しております。まず、資料1をご覧くださいと思います。下水道と合併浄化槽の整備区域の決定方法についてご説明させていただきますが、家庭等から排出

されます生活排水の処理手法につきましては、下水道の他、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等、こういったものは集合処理によって処理する方法でございます。それと、合併浄化槽などの個別処理による手法があります。これら生活排水処理施設の整備につきましては、地域の特性等を踏まえ計画的、効率的に進めるために、市町と県が連携して三重県生活排水処理施設整備計画、通称生活排水処理アクションプログラムと呼んでおりますが、これを策定しまして各事業を推進しているところでございます。

アクションプログラムにつきましては、お手元の方にもパンフレットの焼いたものをお配りさせていただいてありますが、平成8年度に策定しております、その後社会経済情勢等が大きく変化したことから、平成16年度から見直しに着手しまして、平成17年度末に見直し計画を策定したところでございます。アクションプログラムにおきます整備手法の検討方法につきましてはご説明させていただきますが、このグラフはそのアクションプログラムによって県下の整備手法を率で表したものでございます。

資料2をご覧くださいと思います。その考え方としましては、集落に隣接する住宅につきましては、一体として集合処理することが有利なのか、また個別で処理することが有利なのかを判断することとなります。つまり、個別に浄化槽を設置する費用と、連絡する管渠を整備する費用を比較しまして管渠整備の方が有利であれば、集落と一体で集合処理するという判断になります。この判断基準としまして、これまで実績等により算出しております家屋間限界距離という数値を用いております。この家屋間限界距離で算出したものが集合処理、この図であれば左側の方が集合処理した方が有利であり、右側については個別で処理した方が有利ということで、これは先ほど説明しました家屋間限界距離という数値でもって判断しております。

このように、市町の全域において集合処理か個別処理かの判定を行った上で、下水道とか、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽等、各事業手法を選択して整備区域を設定しております。

資料3にあります、しかしながら、下水道、合併浄化槽等の整備手法には、それぞれ長所短所がございます。公共用水域の水質を保全するという観点から、下水道は非常に効果的な整備手法ではありますが、処理場、管渠整備等のために、初期投資が大きくなることや、事業効果の発現までに時間を要するといった欠点がございます。このため、人口の減少が著しいなど、将来の状況が不透明であるなどの理由で集合処理が有利であるとされていた区域であっても、今回、見直しのアクションプログラムにおきましては、当面合併処理浄化槽で整備することと変更した市町もございます。

具体的な事例をもってご説明させていただきますと、ここに地図がございますが、多気町のケースでございます。お手元の資料の4でございます。多気町はご存知のように、旧多気町と旧勢和村が合併によって新多気町となっております。赤色で着色した部分でございますが、これは集合処理が有利といった区域でございます、規模も比較的大きいことから、下水道事業で整備する区域としております。この多気町の公共下水道は、松阪市とか津市の一部を整備区域とする流域下水道に接続しております。また、黄緑色で着色してある部分でございますが、この部分は同じく集合処理が有利となった区域でございますが、整備手法として農業集落排水事業で整備する区域ということでしてあります。一方、赤色とか黄緑色以外の区域、地図の上では白い区域でございますが、こういった所は個別処理

が有利となった区域でございます。旧多気町におきましては、白い部分の個人設置型の合併浄化槽で整備しております。それと、旧勢和村の部分、薄い茶色の部分でございますが、この部分は市町村設置型の合併浄化槽で整備する区域ということで事業を進めております。このように決定しました区域区分に基づき、それぞれ生活排水処理施設の整備を進めているところでございます。

次に、三重県の下水道について簡単にご説明させていただきます。資料の5ページをご覧いただきたいと思っております。本県の下水道の普及率はこのグラフのとおりでございますが、平成17年度末で37.5%といった数字でございます。全国の平均の数字が平成16年度末の数字でございますが、68.1%ということで、三重県の数字非常に遅れている低い水準にありまして、普及率の全国都道府県順位でも平成16年度末の数字で42位といった状況でございます。このことから、伊勢湾などの公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため、下水道の普及拡大が急務となっているところでございます。

資料6をご覧いただきたいと思っております。汚水を処理する下水道には、流域下水道と公共下水道という種別がございます。流域下水道は2つ以上の市町村の区域を対象に、県が汚水を浄化処理します終末処理場と主要な幹線管渠を建設し、維持管理しております。資料5に戻っていただきたいと思っておりますが、資料5の下に三重県の地図がございますが、ここにありますように、三重県では北の方から北勢沿岸流域下水道の北部処理区、同流域下水道の南部処理区、それと中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区、それと一番南側でございますが、宮川流域の宮川処理区といった3流域の6処理区で事業を行っております。

資料6に戻っていただきまして、さらに市町が行う下水道事業でございますが、これは各市町が事業所や家庭から下水を受ける管渠整備を行い、県が整備する流域下水道の幹線管渠に接続します流域関連公共下水道。ちょうど図面では中央と右側の所でございますが、A市からB町、C市という2つ以上の行政区域をまたがってやる流域下水道でございますが、それぞれの地域については流域関連公共下水道ということで市町が整備します。それと、それを受ける流域幹線とか下水の処理場、これにつきましては県が整備することとなります。それとは別に左上にございますが、それぞれの市町が独自に終末処理場と管渠整備を行います単独公共下水道といった公共下水道で2つの種別がございます。

続きまして、昨年の委員会におきましてご説明しました下水道事業の費用効果分析につきましてご説明させていただきます。資料7をご覧いただきたいと思っております。下水道事業の便益は、合併浄化槽で整備した場合、下水道と同等の効果を得るためにどの程度の費用が必要になるかといったような形で、代替費用法により算定しております。便益を算定します下水道の効果としましては、宅地周辺の水路等がきれいになり、溜まった水の腐敗による悪臭や蚊などの発生を防止するという生活環境改善の効果、それと、住環境の改善を進めるトイレの水洗化効果、それと、川や海の水質を浄化することにより水質保全効果の3項目について、それぞれ費用によって換算して算出しております。

生活環境改善効果は、ここにあります の悪臭を防止するため水路の蓋をかける費用とか、水路の底に溜まったヘドロ等を清掃する費用、こういったもので算出しております。また、トイレの水洗化効果は、 の下水道により毎年度整備されるトイレを、合併浄化槽で整備した場合を仮定して、必要となる設置費、維持管理費、用地費等を算出しております。

す。次に、公共用水域の水質保全にかかる効果につきましては、 の伊勢湾流域の住民に実施しました「伊勢湾をきれいにするにはいくら負担してもいいか」といったアンケートをとりまして、それで求められた金額や水質が浄化されることで削減されます船舶の清掃費とか浚渫の費用、それと漁獲量の増加による費用などを下水道で削減される負荷量と、それと浄化槽で削減される負荷量の割合で補正しまして算出しております。

費用の算出にあたりましては、算定対象期間を下水道の事業の着手の年から、整備が完了しましてその後 50 年間を経過するまでの間。平成 17 年度、昨年度に審議していただきました松阪処理区の場合でございますが、平成 2 年度に事業に着手しております、その整備が完了します 57 年から 50 年間を経過した平成 107 年度までの長期の期間をもって、この検討期間が長期間にわたることから、各年度の費用を基準とする年度の価値に置き換える手法でございますが、これを現在価値比較法と呼んでおりますが、この現在価値比較法を用いて算出しております。これら効果を算出した総費用で、便益を下水道を整備するために必要な総費用のコスト費用で除した数字 B / C を算出しております。

以上が費用効果分析の手法でございますが、松阪処理区の事例で具体的にご説明しますと、生活環境の改善効果は資料 7 の右表にありますように、各市町において中小水路に蓋を整備する費用と、年間 2 回の水路清掃費用でありまして、小規模な水路の整備費用をメーターあたり 32,600 円、それと、清掃費の 1 世帯あたりの費用として、年間 14,800 円として算出しております。トイレの水洗化効果につきましては、合併浄化槽の設置にかかる費用が 5 人槽の場合は 1 基あたり 988,000 円、年間の維持管理費は 1 基あたり 25,200 円ということで算出しまして、汚水処理にかかる費用、浄化槽の占用する用地費等を含んで算出しております。

次に、公共用水域の水質保全の効果につきましては、平成 12 年度に実施しました伊勢湾流域の住民へのアンケート結果から、伊勢湾浄化に対して 1 世帯あたりの年間支払い意志額 21,551 円のほか、船舶の維持経費やヘドロ浚渫費の節減額等直接的費用等をもとに当該下水道処理区の汚濁負荷削減率や処理能力により補正しまして、効果を費用として算出しております。

資料 8 をご覧いただきたいと思えます。ここで資料 8 の b) 下の方ですけど、最新の窒素・リン除去型合併浄化槽を用いて比較しました B / C が 1.47 でございます。それと、上段の a) 通常の場合の合併浄化槽を用いた場合、その数字が 1.13 でございます、比べて非常によくなっておりますが、これにつきましては、流域下水道の費用は変わらないものの窒素・リンまで除去します高度処理を実施している松阪浄化センターの放流水質と同等の水質が確保可能な最新の合併浄化槽は、従来型の浄化槽に比べ整備費や維持管理費について 5 割程度、また汚泥処理費用、用地占用面積等も大きくなるものでございます。また、トイレの水洗化の便益は、割引率を用いて検討期間内の費用を基準年度であります平成 2 年度の価値に換算して、資料 9 にありますように、期間内の総投資額で比較しておりますが、下水道事業が約 7,300 億円であるのに対しまして、合併浄化槽で整備した場合は 1 兆 2,400 億円というような状況でございます。

以上、下水道の区域の決定方法や整備評価の手法についてご説明させていただきましたが、公共用水域の水質保全をするためには、下水道をはじめとします生活排水処理施設の整備が急務の課題でございます。今後も市町や県の関係部局と連携をとりながら、効率的

計画的な整備推進を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。ご説明の方は以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、以上につきまして何かご質問ございましたらお願いします。

(委員長)

いかがでしょうか。質問ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

今のお話ですと、水質の方のお話がかかなり出ていたように思うのですが、資料の6を見ますと雨水管渠について図が書かれていまして、ちょっと雨水管渠の方の話は今日出てなかったと思うのですが、雨水管渠の方も同時進行で整備をするのかというのがまず1点です。

その雨水管渠を整備したときに、2年ほど前に津市の低地の方はかなり水が溜まっていたけれども、ああいった災害というのは基本的になくなる方向にあるというふうに考えていいのかというのが2点目です。

そうすると、今度は雨水管渠に水がたくさん集まってきて、この資料6の図を見ると、川にダイレクトに出るようになっていきますけど、一時的に大量の水が雨水の管渠から川に出たときに、この川の規模というのは今の状況で大丈夫なのかという3点なんです。ちょっと下水道の今日の水質の話とは若干違うかと思ったんですが、もし回答できるようにしたらお願いしたいと思います。以上です。

(下水道室長)

雨水管渠につきましては、事業としましては公共下水道、各それぞれの市町が行います公共下水道の事業で整備をしております。それで、浸水する区域、過年度においてそういった浸水する区域とかそういったものについては、下水道の汚水整備と併せて雨水整備も実施しております所もありますし、雨水整備を先行してやっている地域もございます。

これにつきましては、先ほどの私ども県がやっております流域下水道では直接雨水は扱っておりませんが、市町が行います公共下水道事業で実施しているといった状況でございます。ちなみに先ほどの川への放流でございますけど、公共下水道で受け持つ雨水整備といいますのは内水面、都市市街地の内水面の整備が主体でございます。それから最寄りの河川などへ放流することになります。放流にあたって河川の方の区域がそれに整備がされている所についてはダイレクトに放流することになりますし、河川の方が整備できていない所につきましては、一次的な調整池とか、そういったものをつくって、一時に河川に流れないような施設をつくったような整備もやっております。

(委員長)

よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。

(委員)

ちょっと教えてほしいのですが、県下の流域下水道の事業、伊勢湾沿岸がほとんど流域下水道で処理区が完成しているように思っせてもらったのですが、こういったエリアはもう人口集中地区ですので、三重県の下水道普及率が 37.5%というのはびっくりしたんですけど、これはやっぱり流域下水の方が管理しているけれども、それへの関連公共が進んでおらないということなんですか。その辺ちょっと。処理場がまだまだだいぶ余っているような感じに、これ見せてもらおうと見えるんですけど、その辺の状況はどうなんですか。

(下水道室長)

整備につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、流域下水道につきましては県が処理場と主要な幹線をつくって、主要な幹線に接続する各家庭からの汚水とか事業場からの汚水につきましては、各それぞれの市町が面整備という形で整備をするわけでございます。先ほど 37.5%、非常に県の下水道の普及率が低いといったご説明させていただきましたが、確かに全国平均に比べればはるかに低い数字でございますが、ここ数年県下の下水道整備も順次進んできて、ここ 10 年ばかりで約 20%ぐらい伸びているような状況で、各それぞれの市町におきましても面整備を進めている状況でございますが、確かに普及率そのものが各市町の面整備そのものの数字を表していますので、まだまだ面整備が進んでいないといったような状況でございます。

ちなみに、処理場の方が余っているかといったご質問でございますけど、これにつきましては、県の方の処理場の施設につきましては、入ってくる汚水の、言わば市町が面整備をするのに合わせた形で処理場の施設をつくってありまして、無駄な施設をつくっているわけではございません。それぞれ市町が面整備を拡大していくに合わせて処理場も増設していくといった形で、連携をとった形で整備を進めております。以上でございます。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

ちょっと確認なんですけど、伊勢湾の環境整備という意味で、この三重県の下水道事業というものが桑名からずっと伊勢市まで進めているという形はわかるのですが、これに関して対岸、隣の愛知県なんか同じような形で伊勢湾の環境整備に関してこういうふうな形にはなっているわけですね。三重県だけ頑張ってもいけないわけで、伊勢湾の環境整備やそういったものは。

(下水道室長)

伊勢湾をとりまく市・県におきましては、県でいけば愛知県、岐阜県も伊勢湾に注ぐ形になりますし、三重県は伊勢湾に面している所でございます。それで、あと市街地でいけば名古屋市も政令都市でございまして、名古屋市も整備を進めております。東海地区の中では三重県はまだまだ非常に隣の県に比べても低い状況でございまして、愛知県とか岐阜県

の方が進んでいるような状況でございます。

(委員長)

よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

もう1点教えていただきたいのですが、今の図をぱっと見ていまして、例えば中勢沿岸流域下水道という所の志登茂川と雲出川のちょうど津市の市街地にあたりような部分ですとか、あるいは四日市市のわりとまん中にあたる部分が集落抜けているんですけど、こういった部分というのは技術的に流域下水道では対応できないという理解でよろしいのですか。

(下水道室長)

流域下水道といった事業の制度ができたのが、昭和45年の下水道法の改正によりましてこういった流域下水道といった制度ができておりまして、そもそも生活排水の処理につきましては、それぞれの市町の事業でございまして、従来はすべて単独公共下水道といった形で整備しておりました。

それで、先ほどのご質問にありますように、四日市市の市街地部分、津市でいけば中央の部分ですね。この部分につきましては、早くから単独公共下水道で整備していた区域でございまして、その部分は今も単独公共下水道で整備しているといった状況でございます。

(委員)

ちなみに今まで単独公共下水道でやられていて、その周辺が流域下水道に変わったときに、そっちに移し変えた方が、後々いろいろ効率的にプラスになるとか、そういうお話というのはないのでしょうか。

(下水道室長)

それはあります。早くから単独公共で整備していて、施設が古くなって更新時期に合わせて流域下水道に接続したとか、そういった所も出てきます。

(委員)

では、こういう抜けている所は将来的にはそうなる可能性もあるという理解でよろしいですか。

(下水道室長)

今の計画におきましては、四日市市と津市におきましては単独で整備するといった計画でございます。

(委員長)

よろしいですか。先に委員の手が挙がりました。

(委員)

先のご説明を聞いていますと、新しい生活排水処理アクションプログラムというのが、今までのような公共下水道一辺倒ではなくて、少し浄化槽を設置すると。地域や状況によっては浄化槽を設置することも考えますというような形の、少し方向性が変わってきたという話なのかなと思って説明をお聞きしていたんですけども、その理解自体は間違っていないのですか。それともそういうことではないということですか。ごめんなさい。ちょっとその辺がよくわからなかったです。

つまり、最初の導入部のときに、合併浄化槽をどういうふうにするかという話を随分されたものですから、公共下水道のみではなくて、合併浄化槽の方もかなり積極的に活用していこうというのが、今後のアクションプログラムの中に織り込まれているというお話なのかなと思って実はお聞きしていたんですけども、そういうことではないのでしょうか。

(下水道室長)

生活排水処理対策として合併処理浄化槽も年々整備を進めているところでございまして、今回見直しの中では従来下水道で整備すると予定していた区域につきまして、合併浄化槽に、各それぞれ市町の考えの中で、合併浄化槽で整備した方が有利だという判断の中で、下水道区域から合併浄化槽で整備する区域に変えた地区というのが少しはあります。

(委員)

ということは、市町によってはそういうふうなことで計画を多少方向性を変えた所もあるけれども、県全体の方針としては、特にそれを積極的に用いようというわけではないということですか。というのは、なぜ今回これが出てきたかと言いますと、去年の委員会的时候にやはり随分その話が出まして、公共下水道一辺倒ではなくて、個別の合併浄化槽というのも随分性能のいいものが出てきているので、それをもっと有効に活用する形での水洗化というのかな。それでの下水道の処理ということを積極的に考えたらどうですかというような話から、この場でのこういう県の方のご説明というようなことになったというふうに経緯を理解しておりますので、その点を含んでいただくと、アクションプログラムでかなり積極的に活用しますよというお話をいただいたのかなと思って最初お聞きしていたんですけど、今のご説明だと、市町によっては多少方向を変えた所もあるけれども、県全体としてはやはり公共下水道に主眼を置いているという話になるのでしょうか。その辺をちょっと確認。何となくふわっとしたものですから、確認したいのですが。

(下水道計画グループ)

下水道計画グループの永納と申します。今の委員のご質問についてお答えをさせていただきます。一番最初に室長から説明しましたように、今三重県としてやることは、公共用水域の水質保全をしなければいけないと、下水道の普及率は37.5%ですけれども、県全体の生活排水処理率につきましても約65%、六十数%ということで、まだ汲み取り式トイレ等も非常に多ございますし、生活排水が垂れ流されてそのまま伊勢湾に流れておるとい状況がございます。

こういう中で下水道も含めてですけれども、まずは生活排水を早急に処理する必要があるだろうということでアクションプログラムというのを私どもつくっております、今回積極的に下水道からほかの事業に見直しをしたというご意見ございましたけれども、従来のアクションプログラムにつきましても、それぞれ先ほど申しましたような整備手法の選択等各市町村がやります、各市町村としてどういう整備手法を選択するかということを経営的には尊重しながら、従来のアクションプログラムをつくっております。

今回、当然人口減少が特に県の南部等を中心に非常に進んできていると、そういう中で下水道のデメリットでもご説明しましたように、事業をやってから施設が実際供用するまでに若干時間がかかる。今の人口の減り方等につきましては、当然予測はしていますけれども、それ以上に人口減少が進む可能性もあるだろうと、そういう不透明感が非常にあると、その場合には、当然浄化槽の方が人口減少等には対応はしやすいということもございます。

それと、総事業費のことでちょっとご説明をしましたが、長い期間のトータルの事業費でいいますと、当然維持管理費等も浄化槽が結構高かったりもするものですから、トータルでは違いますけれども、昨年の委員会等でもご指摘等もありましたように、初期における行政経費、そのあたりが非常にかかるということもございます。そのあたりを踏まえて各市町村の中でどういう事業が当面生活排水を処理して、伊勢湾なり生活環境を改善するのに一番効果的かということを経営的に判断されて今回見直された所もございます。

私も積極的に下水道で推進しなさいということは、特に説明をしているわけでもございませんし、逆に言いますと、既に下水道事業に着手しております程度進んできている市町村等については、もうそこまで来ているから、逆に言うと周辺の部分についても下水道で整備した方が、当然一体としての市民の皆さんの合意も得られるということで、拡大をされた市町村もございます。

だから、一概に下水道を積極的にこれでないといけないというような方向性というのは、県としても今まで圧倒的に下水道で整備するという割合が多かったものですから、そんなふうには取られる部分もあろうかと思えますけれども、基本的には市町村なりがそれぞれの特性とか現状に基づいて整備手法を判断していく、最終的には早く生活排水をどう処理するかということで、私どもも市町ですとか、他の事業を所管する部局とも連携をしながら、アクションプログラムという形でまとめているというような状況でございます。

(委員)

そうしますと、その辺をどういうふう具体的に個別の判断をなさるかというのは、かなり市町の方にお任せになっているというふうなことでよろしいですか。

(下水道計画グループ)

そうです。今回も一応判断基準等については、先ほど説明したような比較手法、そのあたりは提示をさせていただいています。ただ、それぞれ市町村がどこのエリアをどんなふう整備するかということについては、当然市町村の方で判断をしてくださいということをお願いをします。また、出てきた内容については、いろいろ当然市の皆さんですとか、他の関連事業をやる部局等とも協議をした上で最終的な計画をまとめたところがございま

すけど、基本的に市町の判断で手法なりを選択していただいているという形です。

(委員)

そうしますと、今回のこの会議での説明というのは、前年度の会議の中で公共下水道のやり方というのを少し立ち止まって考え直したらどうですかという話が出て、合併浄化槽をもっと有効に活用していくという方法を積極的に考えたらどうでしょうかという話へのご説明だというふうに私は今理解しているんですけども、そういうことに関しては個別対応ということで市町の方に県の姿勢としては任せていますという説明をいただいたというふうに理解すればよろしいですか。

と言いますのは、今のご説明はご説明としてお聞きしますけれども、例えば、ここに出されている数字ですよね。昨年別の委員から随分出ていたのが、最近随分高性能の合併浄化槽もありますよという話も、別の委員からも随分出ていましたけれども、例えばそれでやってみますと。最新の窒素・リン除去型合併浄化槽を用いたB/Cを検討してみましたという、こういう表を資料の中に挙げていただいていますけれども、これは要するに最新の機種になっているので高いと。高いのでB/Cは随分こちらで考えると、公共下水道の方が有利ですよという資料になっているんですね。ところが、これ金額が平成2年の価格で両方とも出していただいているとあって、16年も前の最新機種だと言われても、あまりピンとこない話にはなっています。

例えば、こういうものを出されるにしても、同じ平成2年の価格ですけども、上の表のごく通常の合併処理槽と書いていただいているB/Cの出し方、カウムの仕方。これがやはりそれこそ1.1とか1.0いくつというレベルになってきて、こうなってくるとB/Cって細かい明細見合わせとだんだんとつぼにはまってわけわからなくなるんですけど、例えばさっきおっしゃった水路の清掃費用であるとか、暗渠がどうのこうのというのがありましたよね。ああいう数字なんかは、例えば雨水は流すのに、雨水流すだけだったら清掃しないんですか、蓋しないんですかという話までどんどんどんどん飛び火してしまうような、結構細かい微妙なニュアンスを含んだところまでみんなB/CのBの所に入れられちゃっているんですね。

そういうことを言い出すと本当にきりがいい話で、そういうきりがいい話の中を含んだ上でこういう数字を出して、最新の合併浄化槽はやっぱりあまりコストパフォーマンスな低いですよという説明を例えば県の方でされていると、そういうこと自体がやはり私たちがから見るとあまり使いたくないんだなというふうな、どうしてもそういう受け取り方になってしまう。

そうだとすると、昨年の委員からのいろいろな話があった県の姿勢の質問に対するご説明としては、こちら側の受け取り方としては、やはり県はあまり積極的に合併浄化槽ということを考えてみえないのかなというふうな受け取り方をせざるを得ないんです。それをちょっと確認したかったので質問させていただきました。

(下水道計画グループ)

まず、価格の問題ですけども、平成2年価格と書いてございますけれども、平成2年当時は、私どもも下水道でやっている窒素とかリン、両方除去できるような方式の合併浄

化槽はございませんでした。平成2年価格というのは、先ほど再評価の現在価値比較法という説明を簡単にさせていただきましたけれども、どこかの基準価格に合わせて比較しないと比較ができないということがありますので、最新の浄化槽でしたら今の現在のメーカーから聞き取り等をしまして、カタログじゃなしに実際どれぐらいになるんだということ聞き取りまして、それを平成2年価格までデフレーターをかける割引率等で戻したということなので、平成2年当時の最新の浄化槽の価格ではありません。それだけまずご理解いただきたい。

それと、この比較表につきましては、先ほど申しましたような比較計算の手法が国交省等からも再評価のB/Cの算出のやり方が出されています。それに機械的に今も申しましたように最新式の浄化槽を実際入れたらどれぐらいするのという聞き取りをしまして、その金額等の数値を機械的に放り込んで出てきた数字ということでございます。だから、今の現状から言いますと、あまり繁用もしてないということで実際高いのでこういう結果が出ました、だから、これを積極的に下水道の方がずっと有利なので、当然こんなはだめですよと、そういう意味で出したのではなくて、単純に同じ手法で金額等を入れて比較をしたらこういう形になりましたというふうな資料で見たいと思います。

今言ったB/Cにつきましては、先ほど別の委員の方からご質問もありましたように、下水道事業の中で併せて雨水整備等も市町村では実際やっております。そのあたりの効果については、この費用対効果のB/Cの算出手法の中には入れないというような方式で今やっておりますので、併せて言うと、今委員が言われたように、いろいろ細かな点を言うと、いろいろ問題とか当然議論あるうかと思うんですけど、だから下水道が一番よくて、それを無理やりにもやっていくというようなスタンスではないと、だから、連携をしまして、各部と市町村をあわせて排水処理をまずどうやって早くするんだということについて計画をつくりまして、それぞれのセクションがそれぞれの事業を推進しておるという状況だけご説明させていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい。では、委員。

(委員)

2つ質問があります。1つは、まず資料9のグラフですけれども、平成107年までの予測をされて、その差益分されているということだと思っておりますけど、この辺途中で何が起こるかもわからないし、いろんな変動状況もあると思いますけれども、この辺信頼性がちゃんとあるのかどうか。要するに、それが信頼性のないものであれば、それを根拠にしたような解析はあまり意味がないというふうに思いますので、その辺まずお伺いしたいと思います。要するに、100年後とかその辺のところの費用の予測というのに自信はちゃんと持っていらっしゃるのでしょうかということです。

(下水道計画グループ)

費用につきましては、当然現在の価格等を用いて計算はしています。要するに、将来100年先の価格については現在の価値に置き換えるような格好でやっていますので、将来

的にどういう状況があってどんなふうに価格が変わるかとか、そのあたり十分に予測することはできませんけれども、現在として現状のままで現状の価格で置き変えたときどうなるかという比較をしているというのが1点です。

それと、合併浄化槽を下水道の費用効果分析の代替の施設としてやっていますけれども、昨年等でも説明をさせていただいたように、両方の施設の当然事業スパンというのが随分違います。合併浄化槽ですと、単年度で設置すればそのときから効果が出る。下水道についてはある程度さっきも言いましたように広範囲の分を初期投資として幹線管渠をつくったりとか、そういうところで非常に比較がしにくいところがありますので、こういう100年というような、国から示されている基準なのでどちらでやられてもそういうスパンをとりながらやっているんですが、そういう形である程度長期のスパンの中で事業費なり効果を比較するというやり方をやっています。

ですから、現状の価格をもとにすべて予測はしていますので、現段階においてはいいんだろう。その中で、特に画期的な発明があって何か変わったとか、そのあたりの将来の状況までの考慮は当然のことながらできないし、しておりません。

(委員)

わかりました。それで、もう1つなんですけど、今度資料1の方で、今までのこの委員会の流れで、私は今回初めてなので、下水道がいいのか合併処理槽がいいのかということはちょっと今の流れでわかりませんが、要は予算が無限大であるならば、ちゃんと管理できる。何をやっているかわからないと言うとあれですが、ようなものより、ちゃんと管理できる下水道を全部完備させるのが、予算が無限大であるならばいいんだろうというふうに思うのですが、それとはまた別の話で、おそらく下水道以外の集合処理手法というのは、県庁の中で担当部所が違うんだらうと思うのですが、その辺の前にある財源の話をする、これは全部県レベルで考えた場合、一般財源でやられる事業なのか、それとも国レベルで国庫金とかでもう4つに分けられているものなのか。その辺ちょっと説明いただけますか。

(下水道室長)

それぞれの事業につきましては、国の補助事業で実施しております、補助率はそれぞれ違うわけですが、国の補助をいただいて事業を実施しております。ただ、合併浄化槽については、個人設置型浄化槽というのがありますが、これも国の補助の入っている部分もございます。

(委員)

要は、全部まとめてやるというのがなかなか財源的にも難しいものがあるということですね。

(下水道室長)

そうですね。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

1つだけ先ほどの100年の話のもう少し詳しいお話をお伺いしたいのですが。資料7の現在価値比較法と資料9の100年の計算なんですが、公共事業の費用便益計算というのは50年でとられることが多いと思うのですが、先ほどからお話聞いていますと、下水道事業の性質上100年でとった方がいいということで、B/Cも100年の計算をするということでもいいんでしょうか。つまり、他の公共事業と違ってタイムスパンを100年で計算するというふうに考えていいわけでしょうか。

(下水道計画グループ)

ちょっと説明不足だったかもしれないですけど、一応整備完了から50年という形を評価期間にとっています。昨年審査いただきました松阪処理区につきましては、事業着手から最終が松阪市だったんですけど、松阪市の公共下水道事業に管渠整備等がすべて完了するのが平成57年。そこまでの完了するまでの期間が非常に長いものですからトータルで100年になったということですけども、一応整備完了から50年というスパンで考えるという考え方です。たまたま今回の場合は、それを整備着手からすべて考えると100年になったということで、今委員がおっしゃったような、当然完了から50年という考え方で比較はしております。

(委員)

ということは、公共事業の他のB/Cと同じ考え方だという認識でいいんですか。事務局の方に聞いた方がいいかもしれませんが。

(下水道計画グループ)

そうでございます。

(委員長)

今のやり取りは、整備完了から50年という考え方は全部の公共事業同じだということですね。下水道は事業着手から完成するまでに50年ぐらいかかるから、事業着手から全部入ると100年というのが通常であろう。それで、資料9は計算したということですね。その事業期間がものすごく長いという特殊性があるということをおっしゃっているわけですか。

(下水道室長)

そうですね。事業着手から完成するまでの期間というのは、それぞれの事業によって異なります。たまたまここでは松阪処理区の事例を捉えてこういう年次表示させていただきますが、考え方としては先ほどから言わせていただいたとおり、整備完了後50年間でですね。それをスパンとして費用を比較しているということでございます。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

確認したいことがあります。こちらの生活排水処理アクションプログラムという添付資料がここにありますが、ここに計画の期間と目標年度というところに、「新しい生活排水処理アクションプログラムの計画、目標年度は見直しから 10 年後の平成 27 年度とします。また、中間目標年度を平成 20 年度とし、云々」と書いてありますが、今の資料 9 の 100 年後の総工費、総和 C 1 = 7,282 億円。この部分と計画の期間と目標年度の 10 年後の部分の整合性を少し教えていただきたいです。

(下水道計画グループ)

アクションプログラムにつきましては、一応それぞれの事業の整備区域別の計画というふうに総合的な生活排水処理の計画なんですけど、当然これから先に社会情勢が変化することも考えられますし、当然見直し等も必要になってくるだろうということもあわせて、今回のアクションプログラムの当面の目標年度は平成 27 年度ということで、10 年間を想定しています。その間で各市町村ごとに状況が変わるとかそういうことがあれば、適宜見直しをしていくということで規定はしておりますけれども、今回の目標についてはとりあえず平成 27 年度末での状況を計画に盛り込みました。

同じくこの資料の 5 ページのところで見えていただいているのがそのページだと思うんですが、一番右側に整備完了時というのがございますけど、最終的にこれにつきましては各市町村なりで整備の完了する年度というのは変わってまいりますけど、それぞれの事業の最終計分が一応右側に書いてあるという形になっています。

それと、先ほどの 100 年の話ですけども、今ちょうどスライドで映していますグラフを見ていただきましてもわかりますように、ピークは 80 年頃にまた山が出てきているのですが、下水道の施設につきましても、管渠等については今 70 年等の耐用年数を設定しております。そういう中で当然傷んできたものについては更新等も出てくるだろうと、当然 100 年等のスパンになりますと、そのあたりの更新費用も含んだ形で費用等については算出をしていますので、このアクションプログラムではどこのエリアをどんなふうに整備したいか、かつ 10 年先にはどれぐらいの状況にしたいかというのをとりまとめたものでございまして、費用の方については今も言いましたように、それぞれ計画した区域を整備しましたら、当然維持管理費もかかってきますし、傷んできた所は直さないといけない。そういうトータルの費用を含めて比較をしているという形になっています。

(委員)

それでは、予算的な部分はお配りいただいた添付資料の 6 ページの所あたりを、平成 27 年度末の目標、進捗状況で言えば 72%の部分あたりの投資額を参考にさせてもらったらいいいわけですね。

(下水道計画グループ)

そうですね。一応、27年度末の投資額というのはこれまでの累計で表しています。それぞれ各市町村なりいろんな事業の平成27年度末の累計という格好で表していますので、平成15年度末のお金と引き算をしていただいたら、その期間中の事業費になると見ていただければいいかと思います。

(委員)

この辺の部分詳しくないので、誰かほかの委員方のコメントをお願いしたいなと思います。

(委員長)

委員が一番詳しい。

(下水道計画グループ)

それと、もう1点補足させていただきますと、この6ページの表は各事業の事業費ということでございます。費用効果分析等で検討していますのは、それぞれ行政の費用だけじゃなくて、当然個人が負担していただく費用等もすべて含んだ格好で算出しておりますので、6ページの表についてはそれぞれの事業の整備費という形で見ていただきたい。当然これには他には適正な維持管理をしていくための費用ですとか、そのあたりの費用が別途かかってくるということでございます。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(委員長)

では、一応12時になりましたから、午前は打ち切りたいのですが、ちょっと資料の確認だけさせてください。資料9、先ほどのパワーポイントの資料9。このハンドアウトの方のタイトルがこれでいいのかという確認なんですが、この青いグラフは下水道のコストですね。

(下水道室長)

コストになっています。要するに、建設費、維持管理費。

(委員長)

次の赤いグラフを出してください。

(下水道室長)

赤い方も一緒です。施設整備費、それと当然維持管理にかかる費用。

(委員長)

このタイトルを見ると、合併浄化槽のベネフィットと書いてあるのですが、図の中だと総便益と書いてあって、タイトルの方は総費用と書いてあるんですね。ここは便益と書いて、こっちはコストと書いてあるんですね。

(下水道計画グループ)

費用ですね。ですから、B / CのBの部分なんですけど、要するに現在価値に引き戻して当然最終的には。

(委員長)

質問はベネフィットかコストのどちらですかということです。

(下水道計画グループ)

コストです。

(委員長)

では、こっち間違いですね。

(下水道計画グループ)

下水道サイドから見ると、代替事業の便益という形になります。

(委員長)

そうですね。わかりました。これ両方同時に出ないですかね。例えば、先ほど質問があった50年という話で、例えば図のここで切ると、影響が随分違って来る。先ほどの質問は50年でこの辺で切ってみると、そんなに差がないというふうには見えないでしょうかということだったように思うんですね。それは今すぐ計算出来ないかもしれませんが、ちょっと理解しづらかったので、タイトルが単純に間違えているんじゃないかなと思って聞いていたのです。先ほどのように代替手法でやると、これを下水道整備にとってはベネフィットと見るんだというようなご説明をいただくとわかったと思うのです。

では、午前中これで一応閉じたいと思います。あとよろしくお願いします。

(公共事業運営室長)

先ほどの委員長から質問いただきました件数の件だけ簡単に報告だけさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(公共事業運営室副室長)

件数だけ報告させていただきます。本年度の審査件数ですけども、県が16件、市が10件の26件ということで予定させていただいております。ちなみに昨年度は県が20箇所、市が16箇所の36箇所ということですので、昨年度の36に対して今年は26ということで、その分審査委員会の回数が昨年度に比べて減ってきているというふうなことでご理解していただければありがたいなと思います。

(委員長)

1回あたりに直すと。

(公共事業運営室副室長)

5～6件はお願いしたいと思っております。

(委員長)

昨年とだいたい同じ。

(公共事業運営室副室長)

はい。すみませんけれども、よろしく申し上げます。

(委員長)

昨年並みに忙しいということです。

(公共事業運営室副室長)

その辺はまたご相談させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(公共事業運営室長)

では、控え室の方に戻っていただきたいと思いますので申し上げます。

(昼食・休憩)

(港湾・海岸室長)

県土整備部の港湾・海岸室長の山田でございます。よろしく申し上げます。座らせて説明させていただきます。昨年度の第11回委員会におきまして、五ヶ所港海岸の海岸環境整備事業に関していただいたご意見に対してご回答させていただきます。今回、特に資料は用意しておりませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、どのようなご意見をいただいたかを説明させていただきます。第10回委員会で答申いただいた際に、「今後新たに同種事業の計画をされる場合には、事業完了後のマイナス効果も予測して、それを回避するような計画に努められたい」というご意見をいただきました。これを踏まえ第11回委員会において、「今後新たに同種事業を計画する際には周辺施設の波及効果や水質等の環境への影響のマイナス効果について、可能な限り予測してそれを回避します」という対応方針を示させていただきましたところ、「マイナスの効果の回避策を平成18年度の第1回委員会で説明してください」とのご意見をいただいております。それにつきまして、マイナス効果の回避策について説明に移らせていただきます。

まず、周辺施設との競合によるマイナス効果の回避策につきましては、今後新たに海水

浴場の整備を計画する際には、計画予定箇所の周辺地域や競合の可能性のある海水浴場においてアンケート調査を実施し、海水浴客のニーズや動向等を十分に分析した上で、周辺の海水浴場とは異なる魅力を備えた計画といたします。このような計画をすることで、周辺の海水浴場とは競合させることなく新たな海水浴客を獲得することができるものと考えております。

続きまして、次に水質等の環境影響のマイナス効果の回避策についてでございますが、当海水浴場は突堤や潜堤で囲まれる計画になっておりますが、昨年度の委員会でもご説明させていただきましたとおり、計画上では水質は悪化しないものと考えております。しかしながら、実際のところ水質の悪化が本当はないかどうかを検証していく必要があることから、整備後には水質のモニタリング調査を実施することとします。そして、今後同様の海水浴場を計画する際には、そのモニタリング調査の結果を踏まえ、新たに施設を整備することで水質に与える影響を十分に検討し、水質を悪化させることのないような計画といたします。

ちなみにではございますが、このような海水浴場を整備する海岸環境整備事業では現在継続中のものは当事業のみで他にはございません。今のところでございますが、今後も同様の事業を行う計画は今のところございません。以上でございます。

(公共事業運営室長)

説明は以上でございますけど、委員長、何かご質問ありましたらよろしくお願いします。

(委員長)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、質問ないようですので、次お願いします。

(公共事業運営室長)

それでは、本日ご審査を願います事業を、まず事務局の方から説明いたします。

(公共事業運営室副室長)

本日ご審査をお願いします事業は、赤いインデックスの資料4の審査対象一覧表の審査箇所に印がしてあります。108番、109番、111番の都市公園事業の3事業です。概要につきましては資料5を見ていただきますと、概要が載っております。資料6を見ていただきますと、再評価箇所一覧表ということで、事業進捗状況と概要が載っております。この表を参考にさせていただきながら、ご審査の際に利用していただければありがたいと思います。

ご説明いたします順番でございますが、本日は都市公園事業が3事業ございますので、まず県の担当室からこの事業の概要と事業に共通する事項を一括説明いたしまして、その後事業主体により108番、109番、110番の順にご説明し、一括して質疑応答をお願いしたいと思います。

また、事業主体の説明におきまして、専門用語などできるだけわかりやすくご説明いたしますが、ご不明な用語などがございましたら、ご説明中でも適宜ご質問いただきたいと思います。

思います。事業主体のご説明に際しましては、昨年と同様に説明の効率化を図るため「リン」を用いたいと思います。1事業あたり15分で説明させていただきますので、13分に1回、15分に2回。それ以降、2分ごとに2回鳴らさせていただきますので、よろしくをお願いします。

(公共事業運営室長)

事務局からの説明は以上でございますけど、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、委員長、早速ご審査の方をお願いしたいと思います。順番としては先ほど申しましたとおり、まず都市公園事業の概要説明からやらさせていただきますので、よろしくをお願いします。

- 108番 都市公園事業 岩田池公園 津市
- 109番 都市公園事業 中勢グリーンパーク 津市
- 110番 都市公園事業 桑名市総合運動公園 桑名市

(都市政策室長)

県庁の都市政策室長をやっております横山と申します。今、申し上げましたように、まず全体について私の方から若干ご説明させていただいて、本日の本旨は3つの個別の事業のご審査でございますので、そちらの方を担当の市から後ほどご説明させていただきます。それでは、座ってやらさせていただきます。お手元の資料の中に資料の8番というものがございまして、その中に入っておる資料でございますが、大部の資料をお手元には配布させていただいておりますので、簡単に端折りながら前の画面に同じ資料のうち必要なものを映させていただきます。

まず都市公園、ご存知の委員もいらっしゃるかと思いますけど、基本的なところからご説明させていただきます。画面に出ておりますような非常に多面的な機能を持ってございます。良好な風致景観を備えた地域環境を形成しまして、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツとかレクリエーションの場の提供。あるいは公害発生とか災害の場合の役割、避難場所等でございます。さらには、大気の浄化とか心理的な部分も含めて非常に多くの機能を持っていると。そして、他の施設、道路とか公園には該当しないような広場なんかとも一体となって、都市の中で骨格を形成する施設というふうな位置づけられておるものでございます。

次のページをお願いします。公園の区分でございます。本日都市公園事業という事業についてご審議いただくわけですけれども、一般的に公園と言われているものの中には、ここにも書いてございますように、営造物公園というものと地域性の公園というような形で一般的には分類するという考え方をとっております。営造物公園は都市公園が代表選手になるわけですけれども、国とか地方公共団体が一定区域内の土地の権原、所有権とか借地権という形になるかと思えますけど、取得しまして、目的に応じた公園の形態をある意味積極的に行って創り出すという行為も含めてやりまして、一般に公開するという営造物というふうな整理をしております。

もう一方、対極に位置するのが地域性の公園と言われているもので、そこにも書いてご

ざいます国立公園とかのイメージでございしますが、必ずしもそこは公の部分で権原なんかを持つわけではないんですけれども、一定の区域内について公園として指定しまして、土地利用の制限とか行為の禁止とか、そういうようなことをする。で、自然景観を保全するというようなことでやっていくというような手法で確保されている公園というものもございします。

本日の都市公園というのは、そのページの下の方に書いてございしますが、国や公共団体がこういう形で整備する都市公園の整備事業の具体的な3つの案件についてご審議いただくという位置づけになってございします。

都市公園というのは、都市公園法という法律がございまして、それに基づいて都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園あるいは緑地、もしくは都市計画区域内外を問わずに都市計画決定された公園あるいは緑地というようなもので、国・地方公共団体が設置するものをいうということになっています。これは法律に基づき制度的に位置づけられたものであるということでございします。

それが具体的に法的な手続きを踏んで、具体的には供用開始の告示というのを行うわけですけれども、名称位置とか区域、供用開始の期日なんかを公告することによって、都市公園となるというものでございします。

次のページをお願いします。都市公園の種類なんですけど、さまざまな機能、大きさもさまざまございまして、機能を担うというふうには考えられております。きれいに分類するというのは難しい面もあるんですけども、実際設置するにあたっては、その公園がどういう役割を担う公園かというのは、一定頭の整理をした上で設置していくという考え方をとってございします。ここに書いてございしますように、基幹公園、特殊公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地、都市緑地、都市林、緑道、広場公園という形で大きくは9つに分類されておりますけれども、時間の制限もございしますので細かにはご説明しませないたしませんけど、このような役割分担を担わせることになっています。

次のページを映していただけますでしょうか。これは模式的にその中でのモデル的に街区公園等の役割を表しているものなんですけど、実際の土地はこういうふうにはなっていないんですけど、モデル的にはこのぐらいの大きさの1km、1kmの四角を考えまして、そこにこういうような公園を配置していきましようというようなモデル的な考え方がとられています。

次のページもお願いします。さらに広く見ますと、いろいろな役割を担う大きな公園なんかも含めて役割分担すると。このような形でいろんな役割を担う公園が適切に組み合わさって、全体として効果を発揮するということが期待されているという考え方の中で、1つ1つの公園の整備にあたってはというものでございします。

ちなみに本日ご審議いただきます公園、岩田池公園は地区公園というものにあたる整理になってございします。それから、中勢グリーンパークは総合公園というものに整理されてございします。それから、桑名市の総合運動公園は運動公園という形の整理になってございまして、それぞれの役割を担っている。それを目指して整備しているという状況でございします。

次のページをお願いします。ちょっとすいません。非常に小さくて私自身もほとんど見えないんですけど、お手元の資料も非常に字が細かくて恐縮なんですけど、三重県の都市公

園の整備状況。これ実は全国の県との比較も含めてお見せしている表なんですけど、ちょっと見えにくいので口頭で補足させていただきます。平成 16 年度末時点で、県営あるいは市町の経営されているものあるいは国営公園合わせまして 1,892 箇所。面積にして 1,354ha となっています。都市計画区域内人口 1 人あたりの公園面積が 8.25m² ということになってございます。これが実は全国平均が今現在 8.9m² ということなので、ちょっと下回っているような整備状況だということでございます。

それから、実は法令上、都市計画区域内人口に対してどれぐらい公園があったらいいかというのが、一般的な標準的な値が想定されているのですが、それは 10m² というふうに規定されておりまして、1つの目標としてはそのぐらいの整備を目指したいという全体的な、これは全体的な標準ということでございますが、あるという状況でございます。

それから、三重県の総合計画である県民しあわせプランでは、当面の 18 年度までの目標として、今先ほど申し上げたように現状は 8.25m² ということでございますけれども、1人あたりの公園面積 8.48m² までは何とかしたいということで、今頑張っているという状況でございます。

ちなみに、私の立場で申しますと県営公園自体は県が主体になって整備しておるわけでございますけど、現在 6 箇所ございます。そして、4 公園は既に全面供用をしているという状況でございます、2 公園が今全面的な供用開始に向けて事業を進めており、一部供用しているという状況でございます。それから、市町がつくられている、あるいは管理されている都市公園というのは、都市計画区域を決定している 24 の市町があるわけですが、現在都市公園の補助事業を進めておられるのが 7 市 12 公園と。そのうち今日 3 事業が評価の対象ということでございます。

あと画面には出しませんが、お手元に非常に大部なマニュアルを 2 冊入れてございます。これは費用対効果分析のマニュアルでございます、概ね 10ha を超える大規模公園を対象とする大規模公園費用対効果分析手法マニュアルというものと、それ以外の小規模な公園を対象とした小規模公園費用対効果分析マニュアルというものをお手元に参考に配布させていただいております。非常に中身は大部なものがございますけど、この 2 つのマニュアルは国主導でまとめられたものでございまして、現在国土交通省が事業採択する場合等にはこのマニュアルに従って原則 B / C を算出してほしいというふうに言われているものでございます。

このマニュアル、基本的には費用便益手法を利用して分析するという一般的な手法でございますけど、ただ便益の算定は非常に難しいという側面があるので、いろいろ解説が入っているというものでございます。便益に関しては、直接利用価値と間接利用価値といった整理がされております。それから、費用は整備費用とか維持管理費用というのを見ているものでございます。各年発生する便益・費用を割引率としては 4 % という数値を一般的に使いましょうということになっているマニュアルでございますけど、それで割り戻しましてプロジェクトライフ、その公園の寿命という形では 50 年間というのを 1 つの目安にして分析するという考え方になっております。

大規模公園に関しましては、直接利用価値。公園そのものを直接利用いただく場合に発生する便益は旅行費用法を用いて算定する。いろいろ間接的に発生する公園そのものの価値みたいなものでございますけれども、このあたりは効用関数法というのを用いて便益を

算定しましょうというような内容のことが書いてございます。

三重県におきましてもこのマニュアルを参考にしておるわけでございますけれども、ただし、平成 15 年度に開催されました本委員会で、実は「便益計算についてあまり実態を反映してないと思われるような原単位をもって計算するなど画一的にマニュアルを用いているから事業効果の妥当性を客観的に判断できなかった」というご指摘を受けた局面がございました。

そのようなご意見を受けまして、現在抑制的に便益の算出にあたっては、あまり確実に把握できない間接利用価値というものは算定しないで、本日ご審議いただく3事業につきましても、15 年度や昨年度も同様だったわけですが、間接利用価値は使わないで、直接利用価値だけを原則使って便益を算定するというような形でやらせていただいております。本日もそのような形でさせていただいているはずでございます。詳細については各公園事業の説明の一環でご説明させていただきますので、詳細は譲らせていただきたいと思っております。

私からのご説明は以上とさせていただきます、個別の事業のご説明に入らせていただきたいと思っております。

(委員長)

今、都市公園事業の概要をご説明いただいたんですが、ここで質問がありますでしょうか。なければまず最初の岩田池からご説明をお願いします。

(津市公園緑地課長)

津市都市計画部公園緑地課長の不破でございます。よろしくお願いたします。それでは、私どもが行いました 108 番都市公園事業岩田池公園の再評価につきまして説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いたします。

岩田池公園は平成 13 年度に再評価を受けまして、今回は 2 回目の評価となりますのでよろしくお願いたします。それでは、まず岩田池の位置から説明させていただきますので、スクリーンをご覧ください。まず、スクリーンの左側の三重県地図でございますが、オレンジ色の着色部分が現在の津市の市域でございます。既にご承知のこととは思いますが、本年 1 月 1 日に 2 市 8 ヶ町村による合併を行いまして、地域が 710km²、人口約 286,000 人ということになりまして、面積では県下 1 番、人口では県下 2 番目の都市となっております。

続いて、岩田池の位置でございますが、津市の中心市街地から南へ約 2 km、近鉄名古屋線の南が丘駅から東北に約 300m に位置しております。公園の北西は県道久居停車場・津線が通っております。旧国道 165 号線でございます。また、当公園の周辺は市街地に残された数少ない自然環境となっております。

次に、周辺の状況と事業の目的についてご説明させていただきます。まず、公園の周辺でございますが、この写真は当公園周辺の航空写真でございます。左側が昭和 50 年、そして右側が 25 年後の平成 12 年に撮影されたものでございます。比べていただきますと広い範囲で自然林がなくなり、著しく宅地化されていることがわかりいただけるかと思っております。

当公園の区域には、先ほども言いましたが、市街地に残された数少ない自然林がございまして、市内有数の渡り鳥の飛来地でございます。当公園の整備は、周辺で著しく宅地開発が進む中、この岩田池周辺の環境を保護するとともに、豊かな自然に親しむことができる環境を創り出すことで、地区住民の健康の増進を図ることを目的としておりまして、野鳥の生態を考慮した自然観察公園として整備するために、当事業に着手したわけでございます。

次に、事業の内容についてでございますが、当公園は平成 13 年度におきまして事業再評価を受け、委員会によりいろいろご意見をいただいておりますので、その内容からご説明いたします。そのときにいただいておりますご意見は、防犯面、安全面、幅広い年齢層の利用、宅地と公園との間の緩衝帯の設置、自然環境の保全と利用などについて検討を行い、また住民参画や協働に努め、自然環境を十分に活かした公園整備のあり方について検討を行うことなどのご意見でございました。

当公園の整備方針といたしましては、自然環境の保護、野鳥と人との共生としており、ご意見をいただきました内容につきましては、当初より考慮してきたところでございますが、前回の委員会のご意見を受け、さらに各エリアにおいて防災、安全面、あらゆる人の利用、緩衝帯の設置などについて対応いたしておるところでございます。なお、前回の委員会以降、用地取得を優先に事業を進めてまいりましたことで、整備の実施における対応は今後の整備にかかることとなります。このことを含め当公園の整備内容につきまして、これからご説明申し上げたいと思っております。

当公園は全体計画 9.9ha の地区公園として整備を行うものでございまして、現在の供用面積は 6.3ha でございます。総事業費は 25 億円でございます。施設計画といたしましては、当公園の区域を大きく 6 つのエリアに分けまして、それぞれの特徴を活かした整備計画をいたしております。それでは、エリアごとの整備内容についてご説明申し上げます。

まず、1 番目に左下の赤いエリアでございますが、エントランスエリアでございまして、岩田池公園のメインエントランスでございます。このエリアは平成 13 年度に整備し、供用を開始しているエリアでございます。集会所としての南が丘会館と駐車場を整備いたしました。南が丘会館の周辺には植栽と花壇を配置しております。この南が丘会館の利用者数は、平成 17 年度で延べ 1,800 人となっております。スクリーンの写真でございますが、南が丘会館とその周辺に設置しました花壇の写真でございます。当公園では地元の方々に花を植えていただくための花壇を整備いたしまして、維持管理をしていただいております。また、周辺の除草や清掃についても地元自治会へ委託するなど、住民参加の維持管理に努めておるところでございます。

2 番目は青色の水辺エリアでございます。このエリアは平成 11 年に着工し、エントランスエリアと同じ平成 13 年度に供用している区域でございます。この水辺エリアは、岩田池公園の特色でもございます野鳥の観察、特に水鳥の観察に適したエリアでございまして、水辺の散策ルートとして水辺の鳥解説板やベンチなどがございます。隣接する県道久居停車場・津線との境には花壇や植樹帯を集め、公園としては単調な配置とはなっておりますが、これは安全面に配慮したものでございます。今ご説明いたしました 2 つのエリアが、現在供用を開始している所の部分でございます。今後整備していくエリアとなります。

3 番目はピンク色のエリアでございますが、サブエントランスエリアでございまして、

ここは岩田池の北端に位置するポケットのスペースエリアでございますが、公園の案内板などを設置いたしたいと考えております。

4番目の紫色のエリアでございますが、山のエリアでございますが、岩田池南側の丘陵地の位置でございます。最も広いエリアとなっております。ここでは広場と展望施設、休憩施設等を整備したいと考えております。このエリアは住宅地と隣接いたしておりますため、緩衝帯の配置も考えております。

5番目の黄色の部分でございますが、山裾エリアでございますが、水の広場などを考えております。このエリアも住宅地と隣接しておりますので、緩衝帯の配置を考えております。

最後に6番目のオレンジ色の中腹エリアでございますが、展望のよい小さなスペースエリアでございますが、駐車場や駐輪場を計画しております。

以上のように、それぞれのエリアの特徴を活かし、効果的な配置を考えております。また、各エリアにおきましては、樹木の伐採は最小限とし、照明、安全柵、サインなどの設置により、安全面での配慮をいたしていきたいと考えております。

次に、事業の進捗状況と今後の見込みでございますが、まず、施設整備の進捗状況から説明させていただきます。青色の区域でございますが、先ほど施設の内容でもご説明しましたエントランスエリアと水辺エリアでございますが、事業施工済みの区域であり、供用開始区域でございます。当公園は平成4年度に着手しておりますが、平成10年度までは用地取得のみを行ってまいりまして、翌11年度から13年度にかけてこのエリアの整備を行い、13年度には供用を開始しております。

施設整備の現在の進捗率といたしましては、事業費ベースで25%となっております。また、赤色の区域でございます未施工の区域でございますが、今後整備を進めてまいる区域でございます。現在は2期目事業着手に向けまして用地買収に取り組んでおりますが、その用地買収の進捗状況についてご説明したいと思います。スクリーンに映しましたのは用地の取得状況でございます。ピンク色の区域は取得済みの区域でございますが、現在の用地取得の進捗率は事業ベースで92.3%となっております。青色の区域は本年度取得予定の区域でございますが、津市土地開発公社の所有地となっている所でございます。黄色の区域は今後の用地取得を予定しておりますが、現在この区域の取得に努力をいたしているところでございます。

これらの進捗状況と事業概要を表にいたしましたのでご覧ください。お手元の資料11ページになりますが、ご覧いただきたいと思います。現在の進捗率といたしましては、施設、用地を含めると事業費ベースで59.1%となっております。この事業費の進捗状況をグラフに表しますと次のようになります。このように事業の進捗につきましては、現在の再評価での計画より少し遅れておりますけど、このことにつきましては、近年大変厳しい財政状況の中で今後の事業内容について再検討を行い、基本計画の見直し、事業費の削減などを図っていく必要に迫られてきましたので、こういうふうになっております。併せて、平成14年度より市町村合併に向けた協議、調整が本格的に始まりまして、本事業につきましても今後の整備内容を検討すべき時期でございますが、新市建設計画の策定に向けて調整時期とも重なっておりますので、用地取得のみを引き続き継続していくことで、事業の推進を図らざるを得なくなっておりますが、事業の進捗が少し遅れてまいりました。

本年1月には本事業について合併により集まった他の公園整備事業との調整もございまして、本年度において計画設計の見直しを行う予定でございます。

当公園の目的でございます市街地に残された数少ない自然環境を保全することは、合併後においても大変重要なことございまして、基本的な整備内容は変わりませんが、財政状況の厳しい中での見直しとして現在計画されている個々の施設については必要性を十分検討いたしまして、最小限の整備をすることで事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業を巡る社会経済状況の変化についてご説明申し上げます。今、スクリーンに映しておりますのは、岩田池にたくさんの水鳥が集まっているところでございますが、当公園は市内有数の渡り鳥の飛来地でもございまして、毎年10月から5月にかけて市街地に残された少ない自然環境を求めて多数の水鳥が集まってまいります。毎年1月に環境省のガンカモ科鳥類一斉調査が行われ、その一環として三重県環境森林部において生息調査が実施されております。お手元の資料の27ページになりますが、三重県から頂戴いたしました資料でございます。今年の1月の調査の概要を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

その資料の下から6行目の所でございますが、岩田池で観察されたガンカモ科鳥類の観測数が紹介されておりますが、個体数で申しますと、岩田池で観測された数は7種、2,907羽で最も多いことが報告されております。平成13年度に供用開始いたしました水辺エリアでは、水鳥が飛来する10月から5月頃までの期間にたくさんの来園者が訪れております。私どもといたしましては、この自然環境の保全の重要性を強く感じているところでございまして、今後予定しております整備区域は特に自然林が多く占めている区域でございますので、水鳥など野鳥にとっても大切な区域であります。事業に着手した当時から関係者の方々のご意見もいただいておりますが、当地域周辺の急激な宅地開発による人口の増加もありまして、いかに現状の自然を保護し、また公園周辺にお住まいの地域の方々や公園を利用される人が、水鳥などの野鳥と共生できる場にしていくかということも検討が必要でありますので、これらに対応していかなければならないといった状況でございます。

いずれにしましても、厳しい財政状況の中、先ほど説明させていただきましたが、市町村の合併の時期も重なりまして、事業の進捗が遅れてまいりました次第でございます。今後におきましても、さらに厳しい状況でございますが、自然環境を活かした公園の早期完成に向け、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

次に、費用対効果分析をいたしましたので、ご説明申し上げます。当事業の再評価は、平成13年度に1回行ってありますが、その手法としてはチェックリストによる手法でございます。費用対効果分析の数値での変化としては表すことができませんが、今回分析いたしました内容について若干ご説明します。

資料17ページをご覧ください。まず、利用価値の計測といたしまして、直接利用の効果のみでございまして、また計測方法といたしまして、旅行費用法を使用いたしました。次に、18ページの資料でございますが、プロジェクトライフといたしましては、一部供用開始されました2001年から2050年までの50年間といたしまして、割引率は4%といたしております。次に、19ページでございます。誘致圏は当公園が計画面積9.9haの地

区公園でございますので、半径3 km の範囲を対象といたしております。公園の利用者数の推計値は年間約2万人としております。これらをもとに現在の便益額を算出いたしますと、年間1億1,600万円と推計されます。次に、23ページですが、2050年までの50年間の総便益は86億6,000万円となります。

これに対しまして費用に関し、次の24ページをご覧くださいなのですが、用地費13億7,100万円、施設費11億3,100万円、維持管理費16億1,200万円となります。先ほどの総便益、総費用とも現在価格に換算しましてB/Cを計算いたしますと1.20となりまして、費用に比べ発生する便益の方が大きくなります。

次に、地元の意向でございますが、地元関係の自治会や地権者には、直接説明を行っておりますが、現在に至りましても地元の皆さんに協力をしていただいているところでございます。スクリーンの写真は地元の自治会などの維持管理風景でございます。

それと、コスト縮減でございますが、当公園におきましては、平成11年度より13年度にかけまして第1期の工事を実施いたしました。園路、駐車場の舗装工におきまして、路盤材に再生砕石を使用しております。また、植栽の樹木につきましては、既存の樹木も利用した上で市場性、経済性を優先して選んでおります。今後につきましても、これらの対策を行うことで、コスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、代替案でございますが、当初より自然環境の保全を目的としていますことから、樹木の伐採は最小限として、エリアごとの地形などの自然を利用した整備とすることと基本的に考えております。その方針は変わっておりません。その中で、今後の実施計画におきましては、各エリアに設置する施設の内容を十分に検討して、事業費や工期の短縮などを図り、事業の進捗に努めてまいりたいと思っております。

最後に、この事業の進捗につきまして何度も申し上げますが、厳しい財政状況ではありますが、最大限の努力をしまして、自然環境の保護を図り、より多くの方が豊かな自然に親しむことができる公園にしてまいりたいと考えております。また、維持管理費につきましても、住民参画や協働といった地域住民に密着した公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、岩田池公園の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長)

質問もあろうかと思いますが、一括説明していただいて質疑としたいと思っております。では、次の中勢グリーンパーク、お願いいたします。

(津市公園緑地課長)

岩田池の公園に引き続きまして、109番の中勢グリーンパークの再評価結果につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、中勢グリーンパークの場所から説明させていただきます。当公園は津市の北部のあつ台にあります。中勢北部サイエンスシティ内でございます。矢印で示してあります赤丸の所があつ台でございます。市役所から約8 kmほど北に位置しております。斜線の部分は都市計画区域を表しております。サイエンス部分を拡大した図面でございます。

が、本来ですと事業の目的から説明させていただきますが、当公園につきましては、このサイエンスシティ構想の一役を担っておりますことから、少し時間をいただきまして、サイエンスシティの構想のお話からさせていただきます。

図面中央の着色部分がサイエンスシティの区域でございます。当該箇所はオフィシャルカディアを核といたしまして、その周りの生産や流通、住宅地と公園を一体的に整備する164.5haの複合型産業集積拠点でございます。三重県下におきましては、この中南勢地区におきましては、北勢や伊勢志摩のようにハイテクプラネット 21 構想とか三重サンベルトゾーンなどの法的な位置づけによりますプロジェクトは存在しておりませんでした。しかし、津・松阪地区が地方拠点法に基づく地方拠点都市に指定されましたので、その構想の中でオフィシャルカディアが業務拠点地区として位置づけられることになりました。それで、そのオフィシャルカディアを中心に活力に満ちた豊かな暮らしを先導する交流と共生の拠点を形成することを整備のテーマに挙げましてサイエンスシティの整備が行われておりまして、平成 12 年 12 月よりその一部を分譲しております。サイエンスシティの北側の部分が中勢グリーンパークの位置になります。

こちらの航空写真でございますが、手前が住宅ゾーン、左側が中勢グリーンパーク。また、当地区には近畿自動車道の伊勢線が芸濃インターから 6 km の所でございます。また、国道 23 号中勢バイパスにも接しておりますので、大変よい道路環境となっております。

サイエンスシティの骨格計画といたしましては、スクリーン左側に記載してございます 3 つの整備目標でございますが、さらにその目標を具体化させるための右側に書いてございます 5 つの導入機能で、これがそれぞれのゾーンになりまして、このように多様な機能を導入することで、都市の計画が概ね区域内で完結できるよう、各機能が一体となって連携しあい、中勢北部サイエンスシティ全体としての地域の活性化を推進するという効果を期待しております。

このようなことから、グリーンパークの事業目標につきましては、サイエンスシティ構想におきますスポーツレクリエーションを通じた交流拠点とするとともに、自然環境との共生を象徴する中心的な施設として位置づけするものでございます。

それでは、中勢グリーンパークの事業の内容につきまして説明させていただきます。この公園につきましては、サイエンスシティ内の住民の利用はもとより、広域的な方々の利用を含め、さまざまなスポーツレクリエーションの活動の拠点となり、自然環境の共生と保全に重点を置いて計画いたしております。

事業概要につきましては、平成 9 年に事業採択を受けまして、同年より用地買収にかかり、翌年の平成 10 年度より本工事も着手いたしております。平成 13 年 4 月に 5.85ha の供用開始をいたしました。また、平成 14 年度に北側部分の駐車場を増設いたしまして、6.3ha が現在の供用開始区域となっております。さらに、平成 15 年度以降、用地買収を進めまして、本年度で用地買収は完了する予定でございます。平成 17 年度末までの事業費は 31 億 3,200 万円でございますが、本年度以降の残事業としましては 19 億 5,100 万円を見込んでおります。

続きまして、施設の配置計画でございますが、まず公園を機能面で親水ゾーン、ガーデンゾーン、フォレストゾーンの 3 つに大別しております。そこで、それぞれスポーツレクリエーション等の多目的に使用できる芝生広場を中心に、親水機能を有する修景施設の調

整池、公園北部の尾根線の保全利用を図る自然観察園を配置いたしまして、それらを周遊できるように園路で結んでおります。その間に記念の森、植物園、花木園、デイキャンプ場等の施設を配置する予定をいたしております。全体計画は 28.3ha でございまして、その他の施設といたしまして、管理棟やヘリポートなどの計画がございまして、

続きまして、現在の進捗状況でございますが、供用しております部分は赤色で囲ってある 6.3ha の部分でございまして、写真は各施設の現在の様子でございます。整備の内容は噴水を整備した調整池、多目的芝生広場、コンビネーション遊具、園路、駐車場等となっております。開設当初よりたくさんのご利用をいただいております。次のグラフは各年度ごとの整備状況をグラフにしたものでございまして、現在の進捗状況は事業ベースで 61.6% となっております。赤い部分は今後の見込みでございます。

今後の整備順序でございますが、赤枠で囲みました部分を 2 期工事といたしまして整備を計画しております。メインの芝生広場とエントランス、記念の森の整備を行う予定でございまして、また、東側にございます駐車場の広さではピーク時に路上駐車や枠外駐車も見受けられますことから、駐車場の拡大も同時期に行いたいと考えております。また、現在供用しております部分におきましても、後ほどアンケート調査の結果を報告させていただきますが、多くの利用者の方から日陰が少ないとのご意見をいただいておりますことから、植樹を行い、木陰を増やしてまいりたいと考えております。

続きまして、費用対効果でございますが、資料の 15 ページから 16 ページをご覧くださいと思います。利用価値の計測につきましては、直接利用価値のみとしておりますが、計測手法といたしまして旅行費用法を使用しております。プロジェクトライフは一部供用が開始されました 2001 年から 2050 年までの 50 年間としまして、割引率を 4 % で算出しております。誘致圏は中勢グリーンパークから 15km といたしまして、津市、鈴鹿市、亀山市を対象といたしました。

続きまして、18 ページになりますが、年間の利用者数につきましては、5 月に行いました利用者数の実数を利用いたしまして、月別の利用率、降雨の確率などを加味いたしまして、年間の利用者数を 107,000 人と想定いたしております。これらをもとに現在の便益額を算出いたしますと、次の 24 ページの中ほどにございますが、年間 6 億 4,100 万円と推計されます。

続きまして、25 ページをご覧ください。2001 年の便益額約 6 億 4,100 万円といたしまして、2015 年を完成とし、それまでは一定の伸びをするといたしまして、それ以降の便益額を 15 億 6,700 万円としますと、50 年間の総便益は 714 億 500 万円となりました。

これに対しまして費用に関しましては、26 ページをご覧くださいなのですが、用地費 16 億 7,700 万円、施設費 34 億 600 万円、維持管理費 42 億 3,800 万円となりまして、合計しますと 93 億 2,100 万円となります。

続きまして、27 ページですが、先ほどの総便益、総費用とも現在価値に換算いたしまして、費用便益費を計算いたしますと 4.64 となりまして、生じる費用より便益の方が高いとの結果になっております。

続きまして、現在の利用状況でございますが、去る 5 月 30 日と 6 月 3 日の両日、中勢グリーンパークの利用者数とアンケートの調査をいたしました。その報告でございますが、まず利用者数の調査につきましては、平日と休日に分けまして、また対象者を男女年齢層

にそれぞれ分けて行いまして、総利用者数につきましては、平日が 509 人で、休日が 1,087 人という結果でございました。資料では 32 ページの表 2 - 1 と 34 ページの表 3 - 1 に表してございます。

また、公園の利用方法でございますが、多かったものから順に言いますと、「子どもを遊ばせた」「散歩をした」「公園内の遊具を利用した」という結果でございました。これも 39 ページの下のグラフに表してございますので、ご覧ください。

また、この公園を利用した総合的な満足度についてお聞きいたしましたところ、スクリーンの下にございます「満足」「やや満足」を足しますと全体の 72% となりまして、反対に「不満」「やや不満」を合計いたしますと 11% となりました。満足の理由としては、「子どもを安心して遊ばせられる」「広い」「自然に囲まれた気分がリラックスする」「小さい子どもの遊具がある」などとなっております。また、管理面のご意見は「手入れが行き届いている」「公園全体芝生などがきれい」などの声をいただいております。逆に、不満の理由といたしましては、大半が「日陰が少ない」という内容で、次いで犬の運動、散歩も含めてでございますが、「糞の後始末」となっております。写真では日陰を求める人たちの様子が映っております。

続きまして、公園にあったらよいと思う施設はということでございますが、やはり先ほどの不満の一番目の理由と同じく「あずまや等の日陰になる場所の休憩所」となっておりまして、次に「川や池を利用した親水広場」「花壇」「昆虫などが観察できる池や小川」という結果となっております。多くの方々から日陰が少ないというご意見をいただいておりますが、当初計画では遊具ゾーンの芝生広場につきましてはたくさん植栽する計画を立てておりましたが、第 1 期の整備範囲の遊具ゾーンまでとしておりましたので、なるべく有効面積と開放的な空間を確保できるよう、極力植樹を少なくいたしましたためでございます。噴水側の芝生広場内にはシンボルツリーのヤマモモを植樹しておりまして、それ以外にも芝生広場の周りにはヤマモモやクスノキを植えてございます。大勢の方々の木陰になるほどには至っておりませんが、中央部分の芝生広場の拡大とともに、今後の整備の中で遊具あたりの芝生広場について適宜植栽等を行ってまいりたいと考えております。

次の写真は未整備地区でございますが、その中に自然にできました小川とそこに生息する昆虫や小動物でございます。この公園は豊富な自然がございますので、その特徴を活かしながらスポーツレクリエーションの拠点ともう 1 つのコンセプトでございます自然と触れ合える場所としての整備も行ってまいりたいと考えております。

次に、コスト縮減でございますが、建設にかかるコスト縮減と維持管理にかかるコスト縮減の 2 つの方向から考えていきたいと思っております。まず、建設に関しましては、駐車場やそういう工事につきましては再生材料、発生土などもなるべく現地のものに添加材などを加えて有効利用したいと考えております。園路につきましては、地形をうまく利用して、自然と一体感を出しながら、発生土の抑制を行うとともに、伐採量の縮減にも努めてまいりたいと考えております。施設の規模などに関しましては、当公園につきましては自衛隊の広域活動拠点となってもおりますことから、ヘリポートの規模形態など関係機関と十分協議を行った上で、活動内容に見合った規模の整備を行ってまいりたいと思っております。管理棟につきましても、園管理機能を十分利用しましてサービス機能を持たせた管理棟として、最低限必要な規模の見直しを図ってまいりたいと思っております。維持管理の面のコ

スト縮減につきましては、調整池法面の芝、芝生広場、トイレの清掃におきまして、地元自治会等に委託を行いながら、ローコストで良好な維持管理に努めたいと考えております。この写真は草刈機だけで管理している公園でございますが、代替案ということで、先ほどの維持管理面の続きにもなりますけど、芝生につきましては高い修景性を保持しようといたしますと芝以外の雑草の混入を許さないように、人手によりまして除草作業が必要となってまいります。作業といたしましては簡単でございますが、コストの縮減が非常に難しい部分でございます。そこで、今後の芝生広場の拡張箇所につきましては、芝生とネジバナやタンポポ等の併用を行いまして、人力による除草を行わず機械刈りで管理できる原っぱ的な広場としようかと検討もいたしておるところでございます。

これで説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長)

それでは、続きまして、桑名市総合運動公園、お願いします。

(桑名市都市計画課長)

大変長らくお待たせしました。私、桑名市都市計画課の西脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、110番の都市公園事業の桑名市総合運動公園について説明させていただきます。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

当公園の場所につきましては、本市中心市街地の駅前とか桑名市役所より北西約6.0kmの位置でございます。桑名駅から車で約10分程度の所でございます。当公園の東側には都市再生機構、前都市基盤整備公団や組合施行によります面積約576ha、計画人口が約53,000人の大規模な住宅団地がございます。それでは、当公園の概要について説明させていただきます。

まず、事業の目的、進捗状況であります。当公園は都市基幹公園の運動公園で、緑の中のスポーツレクリエーションをコンセプトとして、緑豊かな自然環境を活かし、子どもから高齢者まで、またアスリートから一般の方まで、幅広い方々のライフスタイルに応じました生涯スポーツ実践の場としての多様な利用ができる公園づくりを目指しております。面積は約28haで、全体を4つの工区に分けて順次整備を進めてまいっております。事業期間といたしましては、平成4年度から平成26年度の23年間を予定しておりますが、事業認可につきましては21年度までいただいております。全体事業費につきましては、平成13年度の再評価でコスト縮減を目指しまして事業費125億円を、今回さらに施設見直し等によりコスト縮減を図り、約7億円のコスト縮減を図った118億円として事業を進めようと考えております。

事業の進捗状況といたしましては、平成13年度の再評価で、先ほど申しましたように、当初事業より宿泊施設、レストハウスなどの廃止や施設の見直しなどで51億円のコスト縮減を図り、平成13年度以降も継続して事業を着実に進めてまいっております。平成17年度末における事業費額は約65億9,000万円で、進捗率は事業費ベースで56%、そのうち用地は76%、整備費等は46%となっております。平成19年度以降といたしましては、用地買収は18年度から20年度までの3年間で完了いたし、平成19年度から26年度の8年間で第2工区、第4工区の整備を順次進めていく予定をしております。

続きまして、現在の公園の整備状況であります。先に説明いたしました。当公園は4つの工区に分けて事業を展開しております。第1工区のテニスコートやクラブハウス及び大駐車場、第3工区が多目的運動広場、デイキャンプ場、せせらぎ、グラウンドゴルフ場などの施設整備を進めてまいっております。昨年度にデイキャンプ場、グラウンドゴルフ場などを完成し、現在第1工区と第3工区のすべて、約12.4haを供用開始しております。周辺住民をはじめ多くの方々に利用していただいております。

続きまして、供用開始されている公園の利用状況につきましては、テニスコートは休日、平日を問わず市民はじめ周辺市町の方々に、年間約7万人近くの方に利用されております。デイキャンプ場ではファミリー層が主体で、年間約4,700人の利用がございます。また、多目的運動広場ではマラソンや陸上大会の他、サッカーの練習や試合、グラウンドゴルフ場では練習や市民大会の開催など、各種のスポーツ、野外レクリエーションとして利用されております。その他、周辺住民のウォーキングや憩いの場として利用されているなど、年齢層やライフスタイルの違った多くの方々に利用されているところでございます。

続きまして、今回の再評価を受ける理由につきましてご説明いたします。まず、前回平成13年度の再評価委員会では、審査対象の事業全体に対しまして、表に記載のとおり、大きく5点の意見をいただき事業継続となっております。今回の再評価を受けるにつきましては、前回の再評価から5年を経過いたし事業を継続していることと、1市2町の合併による社会状況の変化による運動施設の配置状況や拡充の変化、また地域のスポーツ動向の変化等を踏まえ、今後整備や供用開始を予定しております第2工区や第4工区の施設を再度見直しを行い事業を進めていくため、再評価を受けてご審議していただきたいと考えております。したがって、今回の再評価に関しましては、今後5年間の整備対象となります第2工区の計画見直しを中心にご説明させていただきます。

まず、事業をとりまく社会情勢と住民意向や地域のスポーツの動向などについてご説明させていただきます。平成13年度の再評価以降になります平成16年12月に、旧桑名市、多度町、長島町の1市2町の合併によりまして新桑名市が誕生したところでございます。面積は旧桑名市の約2.4番の13,800ha、人口につきましては約1.2倍の13万人強となっております。

そこで、市全域の運動施設の整備や配置状況を整理いたしました。市内の公共の運動施設の配置状況につきましては図面のとおりでございます。施設別の数は右の欄に記入してございます。ポピュラーなスポーツであります、またニーズの高いと思われる野球・ソフトボール場やテニスコートは、他の施設と比較すると充実していると考えます。この中で桑名市総合運動公園の上に赤く塗ってございますアイリスパークでございますが、当公園より約1kmと近接した旧多度町にありまして、平成16年に専用の野球場が整備され、既に供用を開始しているところでございます。このため、当公園の第2工区で計画しておりました野球場につきまして、全市的な施設配置状況や地域のスポーツ活動、ニーズなどを勘案して、施設整備を検討する必要があると考えております。

次に、スポーツニーズについて地域の動向と全国的な動向をまとめております。表のように全国的な動向といたしましては、スポーツ白書の2005年調査を資料といたしまして、都市公園法で定められております施設のスポーツニーズといたしまして、成人は体力や時間に応じて取組が自由にできます水泳、スキーといった個人スポーツの実施率が高く、あ

と野球、ソフトボール、サッカーと続いております。また、青少年につきましてはサッカーやバスケットといったチームで行うスポーツの実施率が上位に位置づけられているところでございます。

続きまして、地域のスポーツはどうかといいますと、ここでは桑名市の体育協会及びスポーツ少年団の種目別登録人数で、近年の地域におけるスポーツ動向として種目別ごとの競技人口をまとめております。この表から桑名市においては、サッカーに人数が最も多く、また高水準で推移しており、市内においては最も盛んなスポーツであると言えるのではないかと考えております。続いて、テニス、軟式野球、バスケットの順となっております。

次に、学校内で行われます部活動などを除く平成 17 年度の団体スポーツの種目別登録数と市内で行われました大会数としましては、表のとおり軟式野球が 52 チームで、大会は年 8 回。あと、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、サッカーと、表のごとくそれぞれチーム数と大会数をまとめております。

続きまして、その他の動向といたしましては、昨年桑名サッカー協会より市に本格的な専用サッカー場建設の要望が提出されております。また、本年 5 月に新聞でも報道がございました桑名サッカー協会が署名活動を開始するとの報道発表がございました。また、第 60 回国体ではサッカー、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、ハンドボールが入賞しており、三重県で盛んなスポーツといえるのではないかと考えております。また、桑名市は平成 17 年度に行いましたスポーツ振興に関する市民意識調査では、プールや体育館整備を求める声も多くあります。

本市におきますニーズの高いスポーツの各施設の整備状況を説明させていただきます。野球場・ソフトボール場は市内に 6 箇所あり、比較的バランスよく配置されていると考えます。次に、テニスコートは当運動公園を含めて 7 箇所ございまして、こちらもバランスよく配置されていると考えます。次に、体育館は市内に 4 箇所ありますが、このうち大山田ニュータウンにございますスター 21 につきましては、ミニバスケット 1 面と小さな規模となっているのが現状でございます。次に、プールにつきましては、市の東部に屋内と屋外が 1 箇所ずつございますが、桑名市民プールにつきましては現在施設の老朽化が問題となっておるのが実情でございます。次に、サッカー場につきましては、サッカー可能な広場としては 4 箇所ございますが、そのほとんどが他との利用の兼用でございまして、専用のサッカー場はございません。また、芝生のグラウンドにつきましては、当公園の多目的グラウンドのみとなっておりますが、今写真で表しておりますように、芝生の損傷が目立つようになり、利用にも支障をきたしており、維持管理面や利用面で問題となっているのが現状でございます。

以上のような状況を踏まえまして、基本計画の見直しを行いました。今回の基本計画の見直しにあたり、平成 13 年度の再評価委員会の方々からの 5 項目のご意見の対応につきましては、1 点目の防犯面・安全面への配慮につきましては、回復緑地より見通しのよい疎林広場への変更や適切な照明塔の設置。2 点目、すべての人の利用への対応といたしましては、誰もが利用できますウォーキングルートの整備。3 点目の緩衝緑地帯の設置につきましては、当公園の縁部の植栽の充実。4 点目の住民参画、協働につきましては、既に供用を開始しています第 3 工区のグラウンドゴルフ場につきまして、市が進めておりますアダプトプログラムによりグラウンドゴルフ協会が日常の維持管理を行うこととなっております。

ります。また、記念ゾーン設置をし、公募により市民の方に植栽を行っていただきます。なお、記念植樹の費用を市民に負担していただく計画でございますので、植栽コストの縮減にも図られるものと考えております。最後の5点目の自然環境の保全につきましては、冒頭に申し上げましたが、当公園の緑の中のスポーツレクリエーションをコンセプトとした現況の自然環境を活かした緑豊かな運動公園として整備を進めているところでございます。

また、平成13年度の再評価委員会からの5項目のご意見の対応のほか、市町村などの社会状況の変化や地域のスポーツの動向などを勘案いたしました基本計画の見直しを行ったところでございます。

主な整備内容のイメージといたしましては、緑豊かな疎林広場の整備や記念植樹ゾーンを設置し、市民参加や協働による公園づくりを行っていきたくて考えております。また、現況の自然林を活かしたウォーキングルートを設置し、身近で手軽に利用していただき、健康増進を図っていただきたいと考えております。地域のスポーツ振興や市民のニーズを勘案した専用のサッカー場の整備を計画しております。

次に、見直し後の計画案を示します。見直し前の野球場と回復緑地の計画から、見直し後はサッカー場と市民参加でつくる疎林広場となっております。

今後の事業計画といたしましては、用地買収は今年度から平成20年度までの3カ年で完了し、平成19年度から平成26年度までの8年間で第2工区のサッカー場や疎林広場、第4工区の室内プール及び総合体育館や園路や植栽の整備を進めてまいりたいと考えております。今後も5年間では少なくとも第2工区のサッカー場を整備し、供用開始できるよう計画しております。

事業の進捗につきましては、平成4年度から事業を開始し、平成17年度末での進捗率は56%でございますが、平成19年度からの事業費の拡張を図り、平成26年度の事業終了を目指しております。

最後になりますが、費用対効果B/Cの分析結果を説明させていただきます。計測方法につきましては表のとおり、便益(benefit)の計測としましては、利用者の移動費用、移動時間、滞在時間を計上し、費用(cost)の計測としましては、これまでに要した事業費の今後必要とされる事業費、すなわち当運動公園にかかる総事業費に平成7年の供用開始から50年間の維持管理費の計上率を常時現在価値に換算いたしております。以上のような方法により、今回の見直しについて費用対効果分析をいたしました結果につきましては、金銭的に表しますと、便益(benefit)は193.01億円、費用(cost)が159.8億円となり、費用対効果いわゆるB/Cは1.21と1を超える結果となりました。なお、詳細につきましては、お手元の資料の16ページ以降に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で桑名市総合運動公園の説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。休憩はよろしいでしょうか。では、5分ぐらい休憩させてもらえますか。

(休 憩)

(委員長)

それでは、再開してよろしいでしょうか。施設規模を考えると、岩田池とそれ以外というふうに分けた方が、都市公園の説明を踏まえると頭の整理はいいと思うのですが、回答される方のことを考えると、津市と桑名市というふうに分けた方がいいのかなと思いますので、地域別に進めさせていただきたいと思います。まず、岩田池と中勢グリーンパークにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。岩田池は5年前に一度再評価して今回2度目の評価になると。中勢グリーンパークは10年過ぎたので、今回再評価になるという案件でございます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ちょっと岩田池の公園を今お聞かせいただいて一番気になったのは、多分この池自身は人工池で農業用水が何かに当初利用していたのかなという感じがするのですが、周辺部がこうやって今回地化されて住宅地になっておりまして、水質等が周辺の林地がほとんど開発されて、野鳥がいろいろ来た当時からだいぶ水質がどうなっているかなと、実は感じがしたものですから。特に、この公園は多分水が一番メインだろうと思いますので、そういった水質問題が計画当時と今とどんな状況かということ、この周辺部の開発された団地の排水なんかは全然この池に流れ込んでいないのか。そういったことをまず先にお聞かせ願いたいと思います。

(津市公園緑地課)

岩田池公園の水質とその周辺の開発による排水につきまして説明をいたしたいと思います。公共下水道事業の方がこの区域全体に入っておりまして、今現在は合併浄化槽等の排水、それは池へ流れておりますが、その分につきましてはもうほとんど100%公共下水道の方へ接続というふうな計画になっております。今現在としましては、まだ一部そういうことで下水道の整備がされずに残っておる所がありますが、この先、将来というずっと先のようなのですが、もう計画として入っておりまして、下水道の整備というふうになっております。

流域ですね。やっぱり農業用のため池としてつくられたものでございましたが、そのときの流域がそのまま残っておりますので、雨水とかにつきましてはこの池へ入ってくるというようなことでございます。

(委員)

多分まだ流域が変わってないと思いますが、林地から宅地になっておりますので、そういった流出等で。この水の量ですね。これは絶えず年間変動なしに当時のまま保っておるのか。今も以前のような水位といいますか、そういったものは枯れるということは。農業にはもう全然利用しなくて、このため池自身は農業用水として利用しない池になっておるのか。水位等は今もう変動がないのですか。

(津市公園緑地課)

ため池の構造上、水位というのは一定に保たれるような構造になっております。実際の利用につきましては、この下流でまだ一部この水を使ってみえるということで、現在も農業用のため池として利用はされております。

(委員長)

では、どうぞ。

(委員)

ちょっと質問させてください。私初めてここへ来て話聞いたので、皆さんが話しているのがめっちゃめっちゃ早いし、何言っているのかさっぱりわからないので、集中して聞いているんですけど、聞き逃したところがいっぱいあるかわからないので、もう一度聞くようなことになるかわかりません。でも、教えてください。

ここ公園なので、2つの公園の中のトイレは何基あるのかということと、それから車椅子で入れるようなトイレはどのくらいあるのかということと、そこへ行く道の整備はちゃんとされているのかというのがとても不安になったので聞きたいのですが。それが1つと、もう1つは、自然の池というのはとても潤いがあるいい所なんですけど、同時に危険が伴うと私思うんです。今までいろんな事件を見てみると、公園の池で死んでいたとか、子どもたちというのは自然観察もできるけれど、危険な場所でもあると思うので、ぜひそういう面も整備していただければいいなと思いますし、意外と盲点というか、「そこは行かないかと思っていたわ」と言う所のみ子どもというのは行きたいものですよ。だから、そういうところもぜひそんなことがないようにお願いしたいなと思って聞いてみました。

(津市公園緑地課)

ちょっと順番変わりますが、まず池の危険性についてでございます。農業用水の施設としてなんですけど、池の先ほどのスライドの写真でも写っているものがあったと思いますので、お手元の資料の写真でも見えるかと思いますが、ずっと外周には堤体になっている部分、それと県道に沿って園路のある部分、ずっとすべてフェンスで囲まれております。高さはだいた1m20前後ぐらいの高さになっております。今後整備していく部分につきましては、残しておきたい自然林の部分がほとんどでございます。水辺に近い園路というのはあまりつくらない。あまりといたら変な返答になるかわかりませんが、極力そういう危険な場所の近くへは園路はつくらない。そういう計画を考えております。

次に、トイレでございますが、今現在供用開始している部分につきましては、南が丘会館という集会所がございまして、そのトイレしかないような状況でございますが、そのトイレを利用していただいております。今後、整備をしていく部分につきましては、高台になります山のエリア、それから中腹エリア、その部分の利用としまして、山のエリアの所にトイレを付ける予定でございます。今、岩田池公園の話でございましたが、次、中勢グリーンパークのトイレについてですが、ちょっと人代わって説明いたしたいと思っております。

(津市公園緑地課)

中勢グリーンパークの方になります。資料の8ページをご覧ください。資料の8ページ下の方が事業進捗状況ということで、図面が入っていると思いますが、駐車場のあたりに1箇所ございまして、それから赤線で囲んでございまして一番上の方ですね。そこにもう1箇所ございまして、2箇所とも施設の大きさとしましては、男子用のトイレが小が3と大が1、女性の方の方が大便器が3と。それとあと障害者用のトイレが両方とも配備されております。障害者用としましては、あと水飲み等がございまして、今現在中勢グリーンパークについてはほとんど整備している所がフラットな状態でございます。坂道等も今のところはないということでございます。

(委員)

その岩田池の方は、管理棟の中にトイレがあると言われましたよね。24時間開いているんですか。

(津市公園緑地課)

これは開いてございません。

(委員)

それでは、使えないということですね。

(津市公園緑地課)

こんなこと言っただけでも、近くにコンビニエンスストアがありまして。こういう場所ですので夜間というのはほとんど暗い時期には人は見えてないのですが、実際公園に見える方はそこを利用していただいているような感じでございまして、昼間、土日も会館の方開いていますので、そちらの方で昼間は使っていただくというふうな形でございます。

(委員)

そうすると、例えば避難所の対策もどうのと言われましたよね。ということは、何かあったときにはここは避難所になるのですか。

(津市公園緑地課)

南が丘会館として避難所の、一時避難所とかそういった指定としては今現在ないんですが。

(委員)

指定ないのですか。

(津市公園緑地課)

はい。

(委員)

でも、書いてなかったっけ、避難。

(津市公園緑地課)

防災倉庫が中に備わってしまっていて、実際防災計画書の指定ではないのですが、そういった用途にも使えるような形で防災倉庫として一部会館の中にございまして、実際はそういった活用はできるというふうになっております。

(委員)

そうすると、何かあったときには、その管理している人は何があってもそこへ駆けつけて鍵を開けてくださるんですね。その人が死んだらどうするのかわからないけど。そういう手立てはちゃんとしてあるのですか。

(津市公園緑地課)

実際皆さんに、これ防災の話になってしまいますが、ここが避難所ですよというふうな形で防災計画を皆さんにご周知しておるわけですよ。その中にはこの場所が入ってはいないのですが、災害のときどんなことになるかわかりませんし、避難所にしても使える状態のままあるかどうかもわからないといったことがあるかと思えます。そういったときには活用はここはできるということで考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

県土整備部の方にまとめて3つお聞きしたいのですが、市の方でもいいんですけど、まず予算の話です。これ3つどれ見ても、国が30%ぐらい、市が60%、70%ぐらいの事業になっていますけど、この市の60%なり70%というのは、財源は何なのでしょう。というのは、何が聞きたいかという、これぐらいの規模の、これぐらいのお金がどこから出てきて、それによってやられる事業としてここは無駄だとか、そういう議論をしたいので、ちょっと元が何なのかというのを聞きたいんですけど。市の60%というのは、要は地方税と交付金という意味なのか。その辺どちらでも結構ですけど、まず。

(都市政策室)

公園事業の補助事業で今回整備しておる3公園なんですけども、補助金の方が用地取得と補償費にかかる事業費につきましては、国庫補助金が3分の1。残りの3分の2につきましては、各事業主体の負担となります。施設整備費にかかる事業につきましては、2分の1が国庫補助金で、残り2分の1が事業者の負担ということになりまして、その負担につきましては各自治体の方で起債を充てるか、一般財源で補っていくかというのは、その

自治体の財政のことになりますので。

(委員)

わかりました。そうしたら、ここで確かに前回の意見によって計画を変えましたという話も確かあったと思うんですけど、そういうことは可能であるということと、もう1つはそれによって国からいただいているお金をある程度また申請とかを変えて。こちらを下げれば向こうも下がるという感じで、全体の計画がまた変わるということですよ。今ここで評価によって計画の見直しをすれば、全体的に予算規模が変わってしまうということですよ。それが可能ということですよ。可能じゃなかったら評価をしても無駄ということなので、それは可能ということですよ。

(都市政策室)

この都市計画公園の事業につきましては、都市計画法に基づきます事業認可を受けて施行しておりますので、ここでご審議いただいた結果をもとに事業計画を見直すということが了承いただければ、当然都市計画法の事業認可の方も変更するということになりますので、整備メニューも変更になりますし、財政計画の事業費の方も変更という手続きをとることになっております。

(委員)

最後に1つなんですけど、昼間にちょっと雑談とかした話で、私混乱しているんですけど、負担率のところ国と市が出てきて、要するに三重県が出てこないというのに、さっきから質問して何ですけれども、お答えになっているのが県土整備部というのは、どういう意味で県土整備部がというか、三重県がこの事業にかかわっていらっしゃるかというのが、ちょっと素人なのでよくわからないので説明していただけますか。

(都市政策室長)

実は非常に難しいご質問なんですけど、1つは再評価を受けたい今回の3つの案件の主体はあくまで市でございまして、もちろん市として主体的に必要な部分もあるんですけど、もう一方で国庫補助事業を受けようと思いますと、評価なり再評価を受けるというのがノルマになっておるとい側面もございまして。ところが、再評価を受けるにあたって、自前の再評価委員会をお持ちの所、お持ちじゃない所がございまして、県の再評価委員会のご意見を受けて再評価をしたいという市の事業の評価を今日お願いしているということです。

その意味では、実は私どもは特に立場はございません。ただ、再評価委員会自体が県でございまして、県にある再評価委員会の委員方をお願いしておりますので、とりまとめ役という形でかかわっている部分はございます。また、国との関係で言えば、あらゆる作業に関しまして、私どもが取り次ぐ立場にございまして、そういう意味では例えば事業の必要性とかに関しても、我々も市のご説明を理解した上で国につなぐという役割を常々果たしておりますので、そういう立場でも今日はもちろん関連があるというつもりで来てございます。そういう関係です。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

まず、岩田池公園について3点ほどお伺いしたいのですが。この周辺に住む者として、ちょっと直感的にイメージできないんですが、誘致圏の設定を19ページでされておりますが、これは3kmというふうに誘致圏をされておりますね。その19ページの上から2行目にも「通常、地区公園の誘致圏は1kmと言われているが」ということで、3kmとされていて、そうだとするとそれをもとに利用者数の推計をしたときに、愛宕町、鳥居町から年間合計2,700~2,800名の人があるという計算になっております。

それが果たして現実的かどうかということ。つまり、もう1つの今日の都市政策室の方のご説明にありましたように、地区公園の定義というのは「主として徒歩圏内に住む人たちが使うことを目的とする公園」というふうになっております。そうしますと、この愛宕町、鳥居町というのはちょうど県庁の裏になると思うのですが、そのあたりから自転車でも年間1,100名来ることがあり得るのかどうかということが直感的にイメージできない。

2点目は、それに伴いまして、実はこの地区公園というのは小規模公園の扱いなわけですよ。小規模公園の場合の費用対効果分析マニュアルでなくて、費用の計算が大規模公園マニュアルで行われている点。別にこれがどちらでもいいということならそれでもいいのですが、ちょっとわからないものですから教えていただきたいです。つまり、小規模公園でありながら大規模公園マニュアルを用いた理由です。

3点目は、今日お配りいただきました資料6の都市公園事業で岩田池公園の場合、今後の事業の見通しの「平成23年度に全体計画を完了する見込みです」ということになっておりますが、事業進捗状況では、平成23年度には92.3%になっている。これはどういうことなんだろうと。裏のもう1つの方の津市の都市公園事業で中勢グリーンパークの場合は、平成26年完成のときに100%になっておるのですが、92.3%、このだいたい7%ぐらいの差というのは何ができてきているのだらうということ。この3点お伺いしたいのですが。

(津市公園緑地課)

まず、誘致圏の件ですが、確かに委員おっしゃられるとおり、この3kmの距離でこれだけというふうなことは確かに現実的に考えにくいのですが、全体数としてこの2万人と出したのが、実際に計ったもので1日あたりから1年を出しておるということでございまして。ですので、それから推測しますと、実際にはもっと近辺の方がこれ以上に見えて、遠くの方が少ないかなというふうなことは考えられるわけですが、今回資料として出しますのに、方法として何らか出されている方法を取り入れていかないといけないということで、ちょっとこの方法を取り入れさせていただいたというふうなことでこういう結果になったわけでございます。

次に、小規模と大規模の費用の出し方なんですが、ほとんど同じなんです。若干違うところが用地に関して積算するのに、どちらかというと大規模の方が大きくなるんです。

今回あと2件の公園が大規模だということで、それに合わせていただいて、大規模の方を取り入れたということでございます。だから、費用対効果としては悪い方に出るといふうな形でございます。

3番目なんですけど、資料6の進捗率の表の見方なんですけど、各公園3段になっていると思うんです。ちょっと見出しの所を見ていただきますと、進捗率の横に総事業費、工事費、用地費とありまして、その分類で全体で上の段60.9、工事費で25、用地費で92.3と、これが今の進捗率というふうな、そういう説明でございます。

(委員)

3つとも確認させてほしいです。1点目は、実態とは違う費用の計算をしているかもしれないということによろしいですか。

(津市公園緑地課)

出し方、やっぱり推測として出しておりますもので、また違う方法があればそういった方法も考えられるのかなと思うのですが。

(委員)

大規模のマニュアルと小規模のマニュアルの両方を使われています。大規模のマニュアルを一部使うとB/Cが悪くなるということはあるんですよね。

平成23年の進捗率は92.3%というのは足したらということなんですか。

(津市公園緑地課)

それぞれの事業費が違いますもので、それぞれの事業費に対してそれだけの率だということで、単純に2つ足しても上にならないというふうな。

(委員)

完成度は100%ということですか。

(津市公園緑地課)

全体を合わせた完成度としては、今のところこの60.9%。

(委員)

平成23年度の完成予定では、計画のときは、平成23年度全体計画完了のときには。

(津市公園緑地課)

すいません。この表なんですけど、その採択年と目標年という見出しがありますね、2段。ここの部分とその右側の事業費進捗率というのは、対になっていないんですよ。H4とH23、これが上の方が採択年で下が目標年であると。右側の総事業費、工事費、用地費、それぞれの進捗率というのは、これ別になっておりまして、横につながっておらないというふうなことでございます。

(委員)

では、平成 23 年というのは何の目標になるのですか。

(津市公園緑地課)

この事業の完了の目標年度というようなことでございます。

(委員)

そうすると、平成 23 年度に目標年には、本当は 100% なんだけど、実際の動きで見ると 92.3% になるということですか。

(津市公園緑地課)

そういうことです。採択年、目標年という見出しの下にあるのが、平成 4 年が採択年で平成 23 年が目標完了年度。その右側の 2 列になっておるのが、それぞれ上から 3 段あるのですが、上が総事業費と現在の総事業費の進捗率。まん中が工事費と工事費の進捗率。その下が用地費と用地費の進捗率。そういうふうな表になっております。

(委員)

そうすると、中勢グリーンパークの方は 100% になっているんですけど、今度は。

(津市公園緑地課)

本年度平成 18 年度で完成しますので 100% ということで入れさせていただいておりませ、用地が。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

ほかに質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

岩田池公園の資料の再評価書の 1 ページ目なんですが、この最初の文章で「当区域は市街地に残された数少ない自然林であり」、2 行目に「環境を保全、保護する」というふうに書いてあるのですが、ここで未供用のエリアということで、山野エリアに芝生広場ですとか展望施設をつくるということで、現況がどうなっているか私わからないのですが、山林を開くようなことが書いてあるのですが、文章で自然林を保全、保護ということと矛盾しないか。あと大きな岩田池という池がありながら、公園の図を見ると「水の広場」というのをつくる計画でもあるのですが、このあたりを考えると、こういった形でこの公園のコンセプトを持ってつくっているのかというのがちょっと見えてこないんですけど。

同じように中勢グリーンパークの方も、こちら親水ゾーンというのがあるのですが、あ

そこは写真を見ると柵があって水の近くに寄れるのですが、実際どういう形で親水というのを市が考えてられるかというのがちょっと私わからなくて。子どもなんかだと水生生物とかむしろフォレストゾーンとか、そっちの方が親水にあたってしまふんじゃないかと、そういうようなイメージを持ってしまふんですけど。単に噴水が出ているとそれが親水なのかとか、ちょっとその辺水にかかわるところですとか、岩田池の山林を広場にするといいところで、どのようなコンセプトを持って公園をつくっているのかというのを教えていただきたいと思います。

(津市公園緑地課)

この部屋音声がかきこえて聞こえにくいところがあったので確認をしたいのですが、山のエリアに芝生を張るのがちょっとコンセプトと違うのではないかと、そういうことでよろしかったですか。

(委員)

そこがどのような現況になっているかわからないのですが、写真を見るとちょうど丘陵地の所にあたるようなので、今自然林があるんじゃないかというように考えたんですね。それをこのところで数少ない自然林があるというふうに書いてありながら、あえてその自然林を伐採してもし芝生広場をつくるのであれば、ちょっとそれはここに文章で書いてあることと矛盾しないかなというふうに考えたんですが、資料の1ページです。

(津市公園緑地課)

まず、その点岩田池の方から説明させていただきます。ちょっとわかりにくいのですが、今日お配りさせていただきました14ページの所で、下の写真が6枚並んでおります。この一番下の右側の写真が山のエリアでございまして、現在これは本当に何日か前に撮った写真なんですけど、こういう状態になっておりまして。なぜ自然林の中でこういう状態になっておるのかといいますと、もう既に開発が入ってきておったという所で、そこを買収したものでこういうふうな形になっております。ここにつきましては、芝生なり植樹なりでもっと緑化をしていくというふうなことで計画を考えております。

(委員)

ということであると、同じ14ページの写真の対岸から見た未整備区域の前景というような、こういう森林がきちんとあるような場所はそのまま残すということでもよろしいですか。

(津市公園緑地課)

はい。これ各エリアの写真が付いていますが、中腹エリアにしても埋め立てたような形がよくわかると思うんです。こういう状態の所を買収してございまして、既に自然林の中へこういう造成がされた部分、下の左側の写真ですね。こういった所を買収してございまして。そして、左の下から2つ目の所も、これもとは畑とか田んぼでしたものでこういう状態になっておりますが、ここへ植樹もしたいというふうなことで考えております。

(委員)

わかりました。では、次に水の広場の件ですが、ここは池が主体になっている公園だと思んですが、あえてそのほかに水の広場というのをつくる意義というのはどのようにお考えですか。

(津市公園緑地課)

当初の基本計画の中では、噴水とちょっとした水がたまる部分。そこへ鳥を寄せるというふうな発想だったんですね。その池側半分の部分については、実のなる木などを植えて鳥を寄せるといった、そういった形で今現在としては計画しております。ただ、これにつきましては説明の中でもいろいろなところで話をさせていただいておりますけれども、厳しい財政状況とかいうこともありまして、何とか事業費を下げていきたいなというふうなことで考えておりまして、今一番見直しの対象としている部分でもございまして、ちょっと今後しっかり考えていきたいと考えております。

(委員)

わかりました。では、同じように中勢グリーンパークの方も、今岩田池の方も噴水というお話が出たのですが、グリーンパークの方も実は噴水がありますよね。あそこも親水ゾーンというふうになっているんですけど、実際あそこは水に下りていって水に直接的に親しめるような状況にはなっていないですね。むしろ 13 ページの写真に自然体験とかこういう所の方が親水っぽい写真があったりするんですけど、そのときに調整池を使った親水ゾーンというのは、どういう位置づけであそこを親水ゾーンというふうに置いているのかちょっとお聞きしたいです。

(津市公園緑地課)

まず、これ親水ゾーンということになっておるんですけど、機能的な部分での調整池というのがこのエリアに1つ必要ということになりまして、地形の関係上、当然北の方に山の尾根がございまして、流域を考えておりますとこちらの方に水が溜まると。調整池としてその部分が必要にはなってくるんですけど、ただ単に調整池と整備するより、やはり。今現在整備としてはおっしゃられましたように、噴水とあとずっと大きく今の8ページの写真の方でご覧いただけたらと思うんですけど、池の周りをずっと歩けるように園路も配置してございますし、将来的には親水デッキの方も考えてはおるんですけども、現在としてはまだ整備がなっていないという部分と、あと今の北側の方の確かに親水という部分で、自然に流れてくる水もこの辺ございまして、その辺の水も受けて「せせらぎ水路」と呼んではおるんですけど、そちらもずっとこちらの調整池の方へ導入してくるような形で、その横に園路を配置しますので、おっしゃれるように親水という部分で楽しんでいただけることはできるのかなというふうには考えております。

(委員)

わかりました。では、このあたりも将来的にはまた何かちょっとしようということで。

先ほどアンケートでわりと木陰が少ないというお話があったのですが、この親水ゾーンも実は木陰が全然なくて、昼間にジョギングをするとかなり厳しい状況になるんですけど、この辺は植林の予定とかというのは特にはないのでしょうか。

(津市公園緑地課)

いつもご利用いただいているようでありがとうございます。実は、この親水ゾーンの方には1箇所しか東屋がないということで、こちらについてはあまり日陰の部分をつくる予定はございませんでして。ただ、今度つくります駐車場の方にはパーゴラか東屋の方は設けさせていただくという計画はございますので。あと近くに今度記念樹の森というふうに書いてありますが、ちょうどこの親水ゾーンの上の方になりますけれども、こちらの方はちょうど森林浴ができるように散策路等配置して、こちらの方はかなり日陰はつくって行くとは考えております。

(委員)

こっちの調整池の方は鳥が集まるとかそういうことは、特に考えてはないのですか。

(津市公園緑地課)

今のここへ渡り鳥が来るといようなことは聞いてはないです。

(委員)

この調整池は農業用ではなくて、単に流れてくる水をためると考えているだけ？

(津市公園緑地課)

以前、田んぼの部分がございまして、旧河芸町にはなるんですけど、そちらの方で一部受益を受けておったという話も聞いておるんですけど、そちらの方はこちらの水を使わなくても十分田んぼとして利用できるということで、万が一そちらの方が乾燥するようなことがあれば、こちらの方は利用は可能ということになっておりますけど、現在使用はされていないというふうに聞いております。

(委員)

先ほどどこかに中勢グリーンパークのヘリポートという話があったような気がするんですけど、この計画図を見るとその場所は。

(津市公園緑地課)

図面の右下の方になるんですけど、このデイキャンプ場と書いてございます「場」の下あたりの所ですね。ちょっと見にくいですが、「H」と小さく出ているんですけど。資料の8ページの上段の方のデイキャンプ場と書いてございます「場」の下あたりですね。

(委員)

わかりました。で、このヘリポートなんですけど、これは工業団地もあるからなのか私

わからないのですが、用途というか、利用の頻度としてはあるという計算があるのでしょうか。

(津市公園緑地課)

この部分は防災用のヘリポート程度と考えておりまして、普段のアクセスに使うようなヘリポートの整備は考えてはおりません。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。はい。

(委員)

この岩田池、多分周辺開発されて民間等で街区公園等が団地の中にできておると思うんですけど。この写真で見せていただくと、池の周辺の自然林ですね。あえて手を掛けない方が、私としては残した方がいいんじゃないかという感じがするのですが、この補助事業を受けようとする、用地買収の補助金を受けようとする、やっぱり何かのエリアに、ただ買収だけで置いておくんじゃないし、何かの施設計画をしないと公園にならないのか。中勢グリーンパークにおいても、もっと自然森林を残した方がいいのかなという感じがするんですけど、あえて手を加えてあるような施設計画に見えるんですけど、その辺はやっぱり補助事業の中で、用地買収を絡めると施設計画しないと補助金が受けられない。用地買収だけで受けるということではできないのですか。

(津市公園緑地課)

まず、岩田池公園の方からなんですが、共通した話でもありますが。特に、例えばエリアの中すべて整備対象、工事対象じゃないといけないとか、そんなことではございません。ですので、岩田池公園の場合にも、先ほどの委員のご質問にもありましたけど、自然林を保護するのに何で芝生とか噴水なんやというふうな話なんですけど、そこについては自然林のない部分でございまして、今現在残っておる自然林につきましては、もうそのまま残しておくという考えでございます。

ただ、その自然林もこれから管理をしていかないといけないということで、自然林だから放っておいたらいいというわけでもやっぱりないと。特に、岩田の場合は住宅地と密接に隣接しておるといふような部分もありまして、どんどん放っておくとそちらに迷惑がかかるというふうなこともありまして、維持管理のために多少の伐採とかいうこともしていかななくてはならないというふうなことは考えております。

(委員)

ちょっと2点ほど質問させてください。1つは、津市の公園事業の場合、中勢グリーンパークはアンケート調査をしっかりとられているようですが、岩田池公園はなぜ利用状況についての調査をしていないのかということですけども。それともう1点は、維持費の縮減策ということでいろいろ説明もされていましたが、実際の事業費の算定の中ではそういったことを考慮しているのかどうかということですけど。以上、2点お願いします。

(津市公園緑地課)

お答えします。中勢グリーンパークは、岩田池公園に比べるとこれからどういうふうにつくっていくというふうなことの可能性というのは結構あると思うんです。変えていく可能性。例えば、遊具を増やす、芝生広場を増やす、また別のものを考えていくと。そういうことでやはりそういうニーズとかいう形でご意見を聞きたかったということでございます。岩田池公園の方は、それに比べて今の現状をできるだけ保全していくと。その中で最小限人が自然に接することのできるような整備をしていくというふうなコンセプトがありました。そういうことでアンケート調査については岩田は今回行っていません。ただ、来園者数ですね。それも中勢グリーンパークは同時にやっていますが、岩田池もさっきもちょっと言いましたが、実際やってその数字で今の2万人という数字が出ております。

もう1つの質問でございます維持管理費でございますが、事業費の中には維持管理費としては入っておりません。B/Cの計算の上では維持管理費をこのマニュアルの基準である単価ではめらせていただいております。

(委員)

ということは、縮減策といういろいろな対策をとっておられるようですが、それがどの程度であるかというようなことはどこにも出てこないのですね、結果としては。

(津市公園緑地課)

数字としては出ておりません。事業費、あくまで当初に計画立てたときの数字を引っ張ってきておって、今いろいろ実施の部分でこのような対策をとらせていただくという部分は、今の数字としては反映させてさせていただいております。

(委員)

それと最初の質問の方ですけど、公園の目的からいくと、事業が完成してからになるかもわかりませんが、何かそういう利用状況の確認とかというのは、今後の公園事業に必要なのではないのでしょうか。全然そういうことは予定されていませんか。

(津市公園緑地課)

ぜひしていきたいと考えております。

(委員長)

では、そろそろ桑名市総合公園の方に行きたいのですが、特に聞いておかないとあとで評価できないということがありましたら、津市の2つの公園ですが。よろしいでしょうか。では、桑名市総合運動公園の方に入りたいと思います。こちらでご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(桑名市都市計画課長)

委員長、すいません。委員がトイレの現状ということでご質問ありましたが、桑名市総

合運動公園につきましては、資料の4ページを見ていただきたいと思います。大きな全体図がなくて申しわけないのですが、4ページの上の整備済み区域の方を見ていただくと、第1工区にあるクラブハウス、ここに1箇所と、第3工区のまん中あたりになると思います。多目的グラウンドの右のちょっと上と第3工区の右下、ここにそれぞれ1箇所ずつございまして、トイレは当然バリアフリー対策になっておりますし、その進入路につきましてもバリアフリーで行けるような形で今既に使っていただいております。当然、今度整備します第2工区につきましても、バリアフリー対策のトイレは設置するということで考えております。以上でございます。

(委員長)

質問ありませんでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

総合運動公園ということで、いろいろと競技種目をそれぞれ調査いただいているのですが、まだ完成までだいぶあるんですけど、現状大変な少子高齢化の時代です。今桑名市の実態よくわかりませんが、将来のスポーツにかかわる人口といえますか、子どもも少なくなってきましたので、その辺も見越しての競技場の計画であるのかどうか。だいぶこれから子どももどんどん減っていく中で、将来的には高齢者向けのスポーツというのがこれから伸びる時代じゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

(桑名市都市計画課長)

まさしく委員の言われるように、平成4年度の事業ではある程度そういう時代が出つつある時代でしたけど、そういうことは考えてなかったんですけど、前回平成13年度にちょっとやっぱりバリアフリー、高齢者、少子化というものを配慮して施設計画を見直して、今回またやはり少子化と高齢者の方にも非常に利用しやすいような形で整備をしようかという形で検討はしております。

具体的にどうかと言いますと、ちょっと書いてございます。回復緑地もそこに疎林広場としてファミリーとか高齢者が来て休憩できるような見通しのいい安全も考えた中で整備と、それとウォーキングルートですね。これも健常者ばかりじゃなしに、高齢者の方が余暇を利用して行けるようなルートも考えようかなと思っております。

(委員)

野球場がサッカー場というふうなことになっているんですけども、桑名の場合はそういう高齢者のサッカーの方が盛んで、高齢者の野球が少ないという、そういう感覚なんですか。

(桑名市都市計画課長)

ではないです。高齢者については、当時グラウンドゴルフ場。これも広場になかったんですけど、グラウンドゴルフ場も前回つくりました、第3工区ですね。これも高齢者向けのということで、専用のグラウンドゴルフ場を設けたのと、サッカー場につきましてははい

る説明の中でもお話をさせていただいたんですけれど、非常に少年が多くなった。特に桑名市は少年サッカークラブの数も多いし、結構この多目的運動広場で練習なり郡部の大会なども開いておりますので、ご要望が強いということでございます。

(委員長)

よろしいですか。では、はい、どうぞ。

(委員)

この資料とプレゼンテーションを聞いていまして、一貫してサッカー場をつくりたいという非常に強い熱意は感じられますし、需要があればつくればいいと思うんですけれども、多分どのレベルの大会を引き受けられるかという選択によって、スタンドつくとか、草サッカーをやるとか、そういういろいろレベルがあると思うので、その辺はどうお考えでしょうかというのが1つです。

もう1つは、資料なんですけど、7ページと8ページを見たときに、例えば8ページの上の図だと、軟式野球とソフトボールは多いけれどもサッカーの方が多いと。その次のページで野球とソフトボールの施設は十分ありますよということなんだろうけれど、例えば軟式野球というのはソフトボールの上に乗せてもいいという考え方もあって。同じ場所ですみますよね。1つの施設があれば、軟式野球とソフトボールは、まあ融通利きますよね。だから、この資料は使いようによってはそういう反論も出るんじゃないかなということをちょっと思っただけで。それはコメントですけれども、どういう規模のサッカー場をお考えですか。高いレベルであれば高いレベルであるほど、維持費もかかりますよね。その辺ちょっとどういうお考えかというのを聞かせてほしいと思います。

(桑名市都市計画課長)

まず、レベル的にはある程度の大会、いわゆる三重県大会とか高校生がやるようなサッカー場をつくりたい。ただ、周辺にスタンドをつくったり、そういうのじゃなくして、そういう試合ができるようなサッカー場を考えております。それと、当然委員おっしゃるように、何かサッカー場、サッカー場というふうに、確かにその辺の意向もございまして。というのは、冒頭に申しましたように、当初野球場というのを計画に上げてずっと推進しておったわけなんですけど、市町村合併によりまして本当に1kmあるかないかの所に野球場。これ硬式もできる野球場なんです。ちょっと図面付けさせていただきましたが、参考資料31ページに付けさせていただきます。これが平成16年度に供用開始して、ここもやはり硬式できますので、ご存知のように写真見ていただくと外野普通の土ですので、ここをちょっと芝生などして、これも専用の高いレベルの球場にしたいかなと。

その代わりにこちらは何かということ、実は合併のときから施設整備を検討しておりました。その中でサッカー場というのも確かに声がございましたので、サッカー場をつくらうかなというふうな意図で、現在はサッカー場をつくるという形でここへアピールしたもので、委員おっしゃるように、サッカー場、サッカー場ということになっているんですけど、現状これつくったわけではない、本当に資料としてはサッカーの人口も多いということで、ちょっと強調した資料を付けさせていただきましたけど、事実は事実でござ

いますので、ご理解よろしく申し上げます。

(委員)

私も実は委員のあとに聞こうと思っていたんですけど。軟式野球とソフトボールを足せば、先ほどの7ページ、8ページの図で、1,681人競技人口いて、チームは88の大会は22となるので、これサッカーよりも大きくなるわけですよ。それで、確認なんですけど、先ほどアイリスパークの野球場写真のところ、その前のページ、30ページですが、アイリスパークは軟式ソフトボール専用と書いてあるわけですよ。ですから、これ硬式野球場ではないわけですよ。ちょっとそこ確認なんですけど。

それと、もう1点確認させていただきたいのは、先ほどの津市の場合と一緒になんですけど、14ページの進捗率がプレゼンテーションでは平成26年度に100%となっております。先ほどと同じ資料6の3ページの進捗率では76%になっている。これどっちが本当なんだろうということです。

(公共事業運営室長)

今の委員のおっしゃってました表の見方がちょっと違ってきますので、事務局の方から説明しておきます。採択年と目標年ということで、例えば桑名市の事業であれば、平成4年に採択されて、平成26年に目標年ということにしておりまして、その列と右側の総事業費、工事費、用地費の部分の進捗率が書いてある部分は、現在の進捗率が書いてあるだけで、目標年の26年のものが書いてあるわけではございませんので。

(委員)

こちらの今日パワーポイントで見せてもらったプレゼンテーションの100%は。

(公共事業運営室長)

平成26年にすべてが3段とも100%になるということで理解していただきたいんですけど。この進捗率はあくまでも現在の進捗率を総事業費と工事費と用地費に分けて書いてあるだけということです。表が紛らわしくて。今後ちょっと事務局の方で考えます。すみません。

(委員長)

では、次お願いします。軟式、ソフト専用じゃないかという確認をお願いします。

(桑名市都市計画課長)

そうですね。申しわけございません。軟式が間違いでございます。軟式も硬式も可能ということです。30ページの。本日確認しまして、硬式もできるということでございます。申しわけございません。

(委員)

今の委員の確認なんですけど、赤いインデックスの5番の付いている所ですね。桑名市総

合運動公園のこの進捗率 57.3%というのが、現在の状態ですね。残計画内容と書いてある、サッカー場、体育館、プール。これが今の現状ですね。赤のインデックス5番。事務局、お願いします。そうですね。だから、残計画が今言ったサッカー場、体育館、プール、園路、広場というふうな感じになったやつですね。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、桑名公園の 32 ページ、都市公園におけるサッカー場の施設水準と対応する施設内容。これってあれなんですか。こういうふうにある程度水準というのを満たしていなければならないんですか。こういうふうに「日本サッカー協会などが中心となって云々」と書いてありますけど。これに準じてやっているということですね。収容人数の目安 5,000 人未満とか、赤線で囲んでありますけど。これに準じた水準にしていくということですね。

(桑名市都市計画課長)

うちの運動公園については、これを基準にして整備していこうかなということで付けさせていただいたところでございます。

(委員)

先ほど高校生の大会とかどうのこうのというふうな。三重県の高校の大会とか。この「市町村単位の大会試合」というのは、これは高校生の試合もこういうのは可能なんですね。

(桑名市都市計画課長)

その辺言葉のあれで、そういう形で目安という形で、私が高校生ぐらいのと申し上げただけで。

(委員)

そうですね。寸法とか日本サッカー協会の形に当然準じてやるということですね。

(桑名市都市計画課長)

そうですね。

(委員)

わかりました。それちょっと確認したかったんです。

(桑名市都市計画課長)

付け加えさせていただきます。例えば、サッカー場専用であれば、当然いわゆるJリーグでもできるようなもの。付帯施設は別として、施設として、申しましたようにスタンドとかなしに、誘致して、その辺の練習試合ができるぐらいのというレベルというふうには思っております。

(委員)

それと、先ほどちょっと私聞きたかったんですけど、津市の方にも。例えば、桑名市の総合運動公園、まず園路とかバリアフリーの構造的な園路、通路とか、そういう部分に関して、結構なかなか行き届かない声がたくさんあるんですね。50年後、100年後を見越した公園整備の中で、例えば震災時、こういうふうな安全対策がとれるような構造になっているとか、あと障害を持った方に対してどのような配慮の園路、通路になっているとか、あと駐車台数は中勢の方には書いてあったのですが、こちらの方はちょっと使用可能台数とか利用可能台数とか、なかなか資料見当たらなかったもので、その辺も教えていただけたらなというふうに思っています。

(桑名市都市計画課長)

バリアフリーにつきましては、三重県がやっているバリアフリーの施設の基準がございまして、それに準じて整備をしております。当然、当時平成4年からかかっております第1工区については若干全部がなっていないところもございまして、その他につきましてはバリアフリー対策の形で一応整備しております。それと、駐車場につきましては、資料付けてなかって申しわけないんですけど、運動公園全体の必要台数が決まっておりますので。これが全体で普通車で390台、大型車は17台という整備の台数決まっております。既に現在第1工区のテニスの所に普通車で189台、それと大型車が10台、それと多目的運動広場の第3工区に普通車だけ44台ということでございまして、残り第2工区には普通車163台、大型車を7台という形の整備を考えております。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

ほかにありますか。はい。

(委員)

12ページなんですけど、13年度の意見で自然環境の保全というふうに書いてあります。対応で現況樹木の保全と書いてあるのですが、実際に今回の第2工区のサッカー場になるかどうかなんですけど、伐採して開発工事しますので、保全と言ってしまうと何か開発行為ができないようなイメージが僕あるんです。保全というよりは、周辺自然環境への配慮とか、その辺に留めておいた方がいいのかなとちょっと思った次第です。

あとサッカー場なんですけど、規模の確認なんですけど、一般が1面で少年用が2面ぐらいの規模で考えさせていただいていいのかなというのが2点です。サッカー場が今野球場に比べてちょっと少ないようなんですが、実際1面でちゃんと整備するということ考えたときに足りるのかなとちょっと思いまして、そのあたりもし取るとしたら2面は取れないのでしょうかというのも併せてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

(桑名市都市計画課長)

ご確認させていただきたいのですが、サッカー場1面と練習用の2面と。

(委員)

サッカー用一般が1面で、少年用だと2面取れるという、そのぐらいの規模なんですか。ですから、1面を半分に分けて少年用にするような規模なのか、一般用だと1面が取れるという、そういう規模なんですか。

(桑名市都市計画課長)

現在、1面だけ考えております。

(委員)

一般用が1面ですか。

(桑名市都市計画課長)

はい。

(委員)

そうすると、もともとサッカー場が少なくて、それで大会とかを開いたときに、1面増えればかなり違うと思うのですが、実際に可能性として2面取ればそこですごく充実した施設になるという気もするんですが。そうすると、さっきの保全とはまったくまた矛盾した話になるのですが、それで配慮ぐらいに留めたいかがかなということも踏まえて、どうせやるなら充実したものをつくってもいいのかなというような気がしたんですけど。

(桑名市都市計画課長)

わかりました。現在1面なんですけど、その辺今申しましたように、2面だと整備費が上がるということもございますので、とりあえず専用のサッカー場がないということで1面つくって、そこでやはり大きな大会とかそういう大会を開くような整備をして、サッカー意欲、スポーツ意欲というのを持たせていただいて、そのほかはあと使っている広場で練習して行って、将来そういう普及があればということで、再整備するのかなというふうには思っています。いずれにしても、ただ今1面で計画しております。

(委員)

わかりました。あと、つい昨日か今日かそのぐらいに日本のFIFAの順位がだいぶ落ちたという話もあるのですが、将来的にそういうのを考えたときに、今右肩上がりにサッカー人口が増えているんですけど、将来サッカー専用から何か枝葉を付けてこういうのにも使えますよという、そういうこともお考えになりながら。サッカー場専用という、当初はそういう形でもいいと思うんですけど、代替のスポーツでも、ラグビー場とかそういうのになるかもしれないですが、そういったことでいろいろなものにも使えるということも考えていただければなと思います。

(桑名市都市計画課長)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかにございますか。では、一応時間もだいぶ過ぎましたので、この辺で一旦休憩に入らせていただきまして、私どもは評価書をまとめたいと思います。再開はどのぐらいにいたしましょうか。

(公共事業運営室長)

4時30分でいかがでしょうか。

(委員長)

はい。では、目標は1時間後です。では、1時間後に再開とさせていただきます。

(休憩)

(委員長)

再開いたします。先ほど意見書案を検討いたしましたので、読み上げます。

意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成18年7月13日に開催した平成18年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より都市公園事業3箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 都市公園事業〔市町村事業〕

108番 岩田池公園

109番 中勢グリーンパーク

110番 桑名市総合運動公園

108番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。109番については、平成9年度に事業着手し

その後おおむね10年を経過して継続中の事業である。110番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、109番、110番について事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

108番については、本年度内に計画を見直す予定であるとの説明を受けた。そのため、見直し計画の策定を待って再審議とする。なお、見直し計画の策定にあたっては、平成13年度の再評価委員会意見を踏まえ、自然環境の保全に留意されたい。

以上です。委員の皆さん、これでよろしいでしょうか。はい。それでは、当意見書をもちまして答申とさせていただきます。なお、文書化された意見書につきましては、後ほど事務局に渡しまして、事務局から各委員に配布させていただきます。

それでは、次に議事次第6の「その他」ですが、事務局、何かありますでしょうか。

(公共事業運営室長)

はい。事務局より事務連絡だけさせていただきます。次回は8月30日水曜日、三重県建設技術センター鳥居支所で開催する予定でございますので、お忙しいとは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。連絡は以上でございます。

(委員長)

はい。それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。